

令和6年（2024年）12月9日（月曜日）

第4号

令和6年第4回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

## 第4号

令和6年(2024年)12月9日(月曜日)

## 出席委員

## 委員長

久保秋雄太君

## 副委員長

小泉真志君

今津寛史君

前田一男君

鈴木仁志君

丸山はるみ君

村田光成君

太田憲之君

滝口信喜君

荒当聖吾君

梶谷大志君

三好雅君

檜垣尚子君

## 出席委員外議員

山崎真由美君

## 出席説明員

教育長 中島俊明君

教育部長  
兼教育職員監 菅原裕之君

学校教育監 山本純史君

総務政策局長 伊賀治康君

生涯学習推進局長 山崎義一君

学校教育局長 伊藤伸一君

高校配置・制度  
担当局長 岸本亮君

指導担当局長 山城宏一君

特別支援教育  
担当局長 針ヶ谷一義君生徒指導・学校安全  
担当局長 齊藤順二君

ICT教育推進局長 山口利之君

教職員局長 谷垣朗君

総務課長 岡内誠君

施設課長 角谷浩司君

教育政策課長 出分日向子君

文化財・博物館課長 菅野泰之君

道立近代美術館  
担当課長 佐藤昌彦君高校教育課長  
兼ICT教育推進  
担当課長  
(高校教育) 高田安利君高校配置・制度  
担当課長 手塚和貴君義務教育課長  
兼幼児教育推進  
センター長  
兼ICT教育推進  
担当課長  
(義務教育) 田口範人君特別支援教育課長  
兼ICT教育推進  
担当課長  
(特別支援教育) 中嶋英樹君

健康・体育課長 国安隆君

生徒指導・学校安全  
課長 森田靖史君

ICT教育推進課長 北川慎太郎君

議会事務局職員出席者	同	福井宏次君
議事課主幹 阿部厚次君	同	中村公彦君
議事課主査 土屋保真君	同	馬場貴史君
同 石堂知基君	同	澤田真一君

---

午後 1 時 開議

○小泉真志副委員長 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

---

〔土屋主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

今津寛史委員  
丸山はるみ委員

であります。

---

○小泉真志副委員長 それでは、議案第1号、第2号、第32号、第34号及び第35号を一括議題といたします。

1. 教育委員会所管審査（続）

○小泉真志副委員長 12月6日に引き続き、教育委員会所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

前田一男さん。

○前田一男委員 今回は、これまで一般質問で取り上げた事項の確認と、この夏、学校回りをして気になったことを中心にお聞きします。

初めに、特別支援学校の寄宿舍の空調設備についてです。

児童生徒の中には、室温に合わせて衣類を替えるのが難しい子もいます。保健福祉部が所管する大沼学園の寮にはエアコンが設置されていますが、道教委は、これにどう対処していく考えでしょうか。また、全校全室にエアコンを設置する場合の費用を参考までにお聞かせください。

○小泉真志副委員長 施設課長角谷浩司さん。

○角谷施設課長 特別支援学校寄宿舍の空調設備についてであります。道教委といたしましては、舎室の広さや1室当たりの児童生徒数などを勘案し、今年の夏までに全ての舎室に簡易型空調機器を設置したところです。

寄宿舍を有する道立学校の特別支援学校は39校で、舎室は902室あり、一定の条件の下、全ての舎室に空調設備を整備する費用を試算すると約25億円となります。

寄宿舍については、日中は授業のために使用していない時間帯があるほか、長期休業期間中は児童生徒が自宅に帰省することなどから、現在、児童生徒がより多くの時間を過ごす普通教室の

整備を優先的に進めております。

○前田一男委員 簡易型の効果はいかほどだったのか、また、児童生徒の体調管理に問題はなかったのかなどを検証して、必要があれば次なる対処をしていただきたいと思います。宿舎の中に一か所でも空調が効いた空間があると、またいろいろな活用ができると思いますので、御検討ください。

次に、学習障がいについてです。

文字を読むのが困難だったり漢字が覚えづらいといった学習障がいであるディスレクシアへの対応についてです。日本人の7%から8%がこの障がいを持つと言われてはいますが、一般的にはあまり知られていないのかもしれない。

学校側に十分な認識がないと、適切な対応ができません。道教委は、ディスレクシアに対してどんな認識を持ち、どんな対応を学校に求めているのでしょうか。

○小泉真志副委員長 特別支援教育課長中嶋英樹さん。

○中嶋特別支援教育課長 学習障がいについてであります。読む能力と書く能力の習得と使用に著しい困難を示す状態は学習障がいの一つであり、全般的な知的発達に遅れはないものの、社会的な認知が十分でなく、単に学習が遅れている、本人の努力不足とみなされ、障がいの存在が見逃されやすいため、学校全体で児童生徒のつまずきなどから出ているサインを見逃さず、障がいの特性や支援の必要性について認識することが重要です。

道教委では、これまで、特別支援教育センターにおいて、読み書きの困難さなどの学習障がいに関する研修講座を開催してきたほか、本年度から、初任者や中堅教員の研修などに同様の内容を盛り込んだところであり、さらに、本年中に、読み書きの困難さへの対応にテーマを絞った研修を実施することとしており、今後も児童生徒一人一人に応じた指導や支援の充実に努めてまいります。

○前田一男委員 気づくことさえできれば、専門家の助言を受けながら適切な指導を受けられると思います。世界的に活躍する著名人でもディスレクシアの人がいるといますので、個々人の特性を引き出していく教育を進めていただきたいと思います。

次に、いじめ・不登校対策についてです。

校内教育支援センター、学校内のフリースクールのようなものを設置しているのを、この夏、学校を回って見させていただきました。学級には入っていけないが、校内の別の教室なら行けるというのなら、それも一つだと思いました。この取組状況や効果について伺いたいと思います。

○小泉真志副委員長 生徒指導・学校安全課長森田靖史さん。

○森田生徒指導・学校安全課長 不登校児童生徒の支援についてであります。道教委では、本年策定した不登校対策プランに基づき、各市町村教育委員会に対し、学校内で児童生徒の居場所となる校内教育支援センターの設置を促進しており、現在、札幌市を除く道内の公立小中学校の約8割が、教育支援センターの機能を持つスペースを設け、加配教員や市町村が任用する学習支援員などによる支援が行われています。

【第2分科会 12月9日 第4号】

こうした場の活用により、断続的に不登校だった児童生徒が学校をほとんど欠席せずに過ごせるようになった事例や、学校全体で不登校児童生徒数が減少した事例などが報告されており、今後は、各地域における校内教育支援センターの実践事例を周知するとともに、民間のフリースクール等との効果的な連携を共有するなどして、多様な学びにつながる環境づくりに取り組んでまいります。

○前田一男委員 初等教育の場面は、人生のスタート部分です。ここで自己肯定感が下がらないように、寄り添う教育を目指して行ってください。

次に、いじめ問題についてですが、学校では校長先生が先頭に立って教員間で連携して対処していると感じました。しかし、件数は増えています。これまでの対処方針で駄目なら、大胆な取組も必要だと思います。

いじめは加害者に非があるのですから、加害者に対して、学校に来させないとか、別教室で自習させるとか、和を乱す側に教室から出ていってもらうという考え方を強めていくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○小泉真志副委員長 生徒指導・学校安全担当局長齊藤順二さん。

○齊藤生徒指導・学校安全担当局長 いじめを行った児童生徒に対する措置についてであります。学校教育法では、他の児童生徒に傷害や心身の苦痛などを与えたり、授業その他の教育活動の実施を妨げたりする行為などを繰り返し行うなど、性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認められたとき、その保護者に対して児童生徒の出席停止を命ずることができることとなっております。

出席停止は、いじめを行った児童生徒に対する懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために取られる措置であり、制度の運用に当たりましては、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止の期間において、いじめを行った児童生徒に対する学習の支援など教育上必要な措置を講ずることが必要であり、道教委といたしましては、各市町村教育委員会に対し、こうした趣旨について周知を図ってまいります。

また、被害児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童生徒を別室で学習させることについても指導助言を行っております。

○前田一男委員 学校現場も大変だと思いますけれども、よくサポートしていただきたいと思います。

次に、ICT教育についてです。

GIGAスクール導入後、授業の様子は劇的に変わりました。授業の進め方や教師の役割など、さま変わりです。これが10年後、どんな効果なり影響なりが出てくるかは分かりませんが、きっと功罪両方あると思います。私は、直感的に、これで大丈夫かなと感じました。ICTを学校に早くから取り入れた国では、既に見直しが始まっています。オーストラリアやノルウェーではSNS禁止法案が制定され、スウェーデンではタブレットを使う時間を減らし、紙の本を読む

時間や手書きの練習に重点が置かれるようになりました。児童生徒の読解力が低下しているとの分析を受けてのものです。

道は、国の言っているとおりにやっているということなのかもしれませんが、道教委として懸念は持っていないのでしょうか。

○小泉真志副委員長 ICT教育推進局長山口利之さん。

○山口ICT教育推進局長 ICTを活用した教育についてであります。教科書を含めたデジタル教材への移行が進んだ他国において、近年、学習への悪影響があるとして脱デジタル化を図るケースがあることは承知しております。

国の「教育の情報化に関する手引」では、単にICTを指導に取り入れれば情報活用能力が育成されたり教科の指導が充実したりするわけではないことや、各教科等において育成すべき資質、能力を見据えた上で、ICTを活用する利点などを踏まえて、活用する場面と活用しない場面を効果的に組み合わせることが重要であることを示しており、道教委といたしましても、これまで蓄積された教育実践とICTを最適に組み合わせ、デジタル、アナログ双方のよさを生かすことにより、子どもたちの学習意欲や資質、能力を高めていくことができるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○前田一男委員 ICTを使いながらも、ICTは万能ではないということを児童生徒や親にも分かってもらうのも教育だと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、教科書採択についてです。

来年度から使う中学校の教科書が、この夏、決まりました。本会議の一般質問でも、教科書は単独採択が基本であるべきと申し上げましたが、茨城県の常陸大宮市では、共同採択をやめて、市独自の教育改革を加速させるために単独採択に切り替えました。採択した歴史教科書が自由社だと言いますから、思い切ったなあと感じた次第です。

市町村の考え方が教育に反映できるよう、教科書選びは単独採択が基本であるべきで、道教委がその足かせになってはいけません。

これまで、道内では、共同採択から単独採択に切り替えたいといった相談はないでしょうか、また、あった場合は市町村の意向を尊重していく考えか、伺います。

○小泉真志副委員長 学校教育監山本純史さん。

○山本学校教育監 教科書採択地区の在り方についてであります。採択地区は、教科用図書無償措置法第12条によりまして、都道府県教育委員会が設定し、変更を行う場合はあらかじめ市町村教育委員会の意見を聞かなければならないとされており、市町村教育委員会が採択地区の変更を希望する場合は、道教委に対して要望書を提出するよう示しておりますが、現在、道内の市町村から相談等は寄せられておりません。

共同採択や単独採択などの採択地区の在り方については、各発行者から送付される多数の教科書の内容を専門的に調査研究するための体制など、総合的な観点を踏まえて決定する必要があると考えており、今後も、引き続き、各市町村教育委員会の意向などを踏まえ、各地区において採

扱事務が円滑に行われるよう適切に対応してまいります。

○前田一男委員 様々な項目について質問させていただきましたが、教育は、いずれも人づくりであり、大変重要な部分でありますから、これからもしっかりと進めていってください。教育長、よろしくお願いします。

以上です。

○小泉真志副委員長 前田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

梶谷大志さん。

○梶谷大志委員 それでは、近代美術館のリニューアルについて、順次伺ってまいります。

本道の美術文化振興の拠点として、他の道立美術館や文学館、札幌市や民間美術館との役割分担、協働連携などを踏まえた施設の在り方については、今回のリニューアル構想についてほとんど検討された跡が見受けられないのですが、まずは認識を伺います。

○小泉真志副委員長 道立近代美術館担当課長佐藤昌彦さん。

○佐藤道立近代美術館担当課長 他の美術館等との連携についてであります。近代美術館は、これまでも、美術作品の収集や多彩な展覧会を開催するほか、収蔵作品の貸借など、他の公立・私立美術館との連携はもとより、作家、作品に関する情報提供や作品の取扱いに関する助言、他館の運営協議会や作品収蔵委員会への参加などにより、他の美術館の活動を支援しますとともに、教育普及活動や学校教育を支援する取組を行ってきております。

今回取りまとめた構想の素案におきましても、他館と連携したアートシーンの活性化をコンセプト実現のための機能として掲げているところであり、リニューアル後も、内外にわたるそうしたネットワーク機能を通じまして、引き続き、本道の美術文化の振興の中核を担ってまいります。

○梶谷大志委員 今、答弁をいただきましたけれども、私としては、何らそういう連携が取られていたというふうに思えないわけであります。

むしろ、今回のリニューアルの基本的な考え方というのは、施設の整備の方法に終始しているなというふうに思わざるを得ません。認識を伺います。

○佐藤道立近代美術館担当課長 近代美術館の整備についてであります。道教委としては、これまで、目指す姿の実現、美術館活動の継続性、環境への影響などの視点により整備手法の検討を進めてきたところであり、道民の皆様や有識者から頂いた御意見や、三つの整備案の比較調査結果、専門的知見を有する建設事業者からの助言を踏まえ、持続可能性、環境への最大限の配慮や緑の保全の観点、現地改修でも機能を確保でき、休館期間を短縮できるという技術的助言、SDGsの観点から、よい建築物を長く使い続けることは世界の潮流といった最近の議論なども考慮し、素案を取りまとめたところでございます。

○梶谷大志委員 漠然としていて、具体性というのが見えてこないのですね。美術文化振興の将来の在り方を前提とした施設の在り方というものの議論が、決定的に不足しているというふうに感ずるわけであります。

このことは、この後、また伺いますけれども、今回のリニューアルは老朽化した施設の改修に終わらせるのではなく、本道の中核美術館として魅力的な美術館へと生まれ変わらせる必要があるかと思えます。現地改修だけで、果たしてそれが可能なのかというのが疑問であります。

そもそも、長寿命化診断では、空調設備の関係上、長寿命化に適さないとされ、サウンディング型市場調査の結果でも、移転改築の意見が最も多かったと聞いておりますし、いわゆる移転新築案に大きくかじが切られていたと思いましたが、議論の経過を伺います。

**○佐藤道立近代美術館担当課長** 検討の経過についてであります。令和3年に実施した長寿命化診断におきまして、構造躯体については、竣工後100年以上の耐久性があるとされました一方で、現地改修の場合は、工事期間中、空調を停止する必要があるため、収蔵品を一時移転する必要がありますが、適当な移転先を確保することが困難であったことから、長寿命化に適さないとされました。

その後、知事公館・近代美術館エリアの活用に関する提案をいただくため、知事部局と連携して、令和4年9月に実施したサウンディング型市場調査におきまして、近代美術館の整備につきましては、移転改築や現地改築の提案のほか、大規模改修や収蔵庫を増築することにより現地改修が可能との提案があったことなどを踏まえまして、昨年7月に、基本構想中間報告の中で3案をお示ししたところでございます。

**○梶谷大志委員** これは、収蔵庫を増築して適当な移転先を確保する、そういう認識でいいのですか、お伺いをいたします。

**○佐藤道立近代美術館担当課長** 収蔵庫についてでございますが、収蔵庫を増築することにより現地改修が可能との提案があったことなどを踏まえ、3案をお示ししたところでございます。

**○梶谷大志委員** 後ほど聞こうと思って、ちょっと順番が前後しますけれども、1977年から相当に増えて、今、6000点ぐらいになっている収蔵作品でありますけれども、その収蔵庫というのは、増築に当たって、今後も、収蔵作品を本当に収めていくことができるのか、また、その方針の方向性なども併せてお伺いをいたします。

**○佐藤道立近代美術館担当課長** 今後の収集方針などについてであります。現地改修案におきましては、現在課題となっております収蔵庫の狭隘化に対応するため、収蔵庫を増築を検討しており、令和10年度までの収集方針である北海道立美術館等作品収蔵計画に基づく収蔵作品の増加見込みのほか、リニューアル後の近代美術館が目指すコレクションの実現に向け、道立美術館全体でのコレクションの在り方等を踏まえながら、基本構想策定後に検討することとしている収集方針に基づく収蔵にも十分対応可能な収蔵スペースを備えた収蔵庫の整備を検討してまいります。

**○梶谷大志委員** 十分対応可能などという答弁でしたけれども、あの狭い敷地で、これからどれだけ、どういうものを収蔵するか分からないのに、それで対応可能だという認識というのは、どうも私としてはぴんとこないわけでありましてけれども、それでも今後の収蔵の形というのは大丈夫なのですか、認識を伺います。

○佐藤道立近代美術館担当課長 収蔵作品の増加見込みについてであります。収蔵庫の狭隘化に対応するために必要な新たな収蔵庫の増築に当たりましては、現在の収蔵作品数及び収蔵面積を基に、これまでの増加数を踏まえて、将来的な作品の増加見込みを推計した上で規模を検討していくこととなりますが、今後、策定予定の基本計画において、有識者の御意見も伺いながら整理をまいります。

○梶谷大志委員 いずれにしても、どんな作品を集めるのかというのがはっきりしないうちに、それをどれだけ集めるのかということも分からないうちに、大丈夫だと言うわけでありませけれども、どうもそこは納得がいかないわけでありませ。

それで、このリニューアル構想については、この5月の委員会で現地改修ということになったわけでありませけれども、いろいろ一長一短があると。現地改修、現地建て替え、移転新築などがある、その中で現地改修となつていったわけでありませ。この経過で、様々な意見があつて、いろんな選択肢もあり、私のところにも随分そういう情報が入つてきているのですが、現在の建物を活用することが最適という結論に至つた大きな要因というのを伺ひたいませ。

○小泉真志副委員長 教育部長菅原裕之さん。

○菅原教育部長 近代美術館の整備についてでございますが、道教委では、道議会での御議論のほか、道民の皆様や有識者から頂いた御意見を踏まえ、昨年7月に基本構想中間報告において三つの整備案をお示したところでございませ。

道教委といたしませは、一定の条件の下でメリット、デメリットを比較した調査結果や、専門的知見を有しませ建設事業者からの助言を踏まえまして、持続可能性、環境への最大限の配慮や多くの道民の皆様から寄せられました、緑の保全の観点、また、現地改修でも目指す姿に向けた機能を確保でき、休館期間を短縮できるという技術的助言、SDGsの観点から、よい建築物を長く使い続けることは世界の潮流といたつた最近の議論なども考慮し、諸室の配置の見直しや増築などのリノベーションを基本とし、現在の近代美術館の建物を活用して、将来を見据えた新たな機能の整備を行うこととしたところでございませ。

以上でございます。

○梶谷大志委員 先ほどの答弁が漠然としていて、私としては、本当にこれで近美の価値が高まるのか、この後、議論もしませけれども、具体的な話というのが見えてこない中で、先行して建物の話だけをしていくのがいいのかどうか、本当に疑問に思つていませ。

この形で、漠然としていませけれども、今以上に近美の価値が高まると思つていませのか、認識を伺ひませ。

○菅原教育部長 近代美術館の整備についてでございますが、近代美術館の施設整備の老朽化や狭隘化、ユニバーサルデザイン化などへの対応はもとより、常設展示のコンセプトの刷新や増築による展示室の拡大、アートの潮流や展示技術の変化にも対応可能とするなど、展示機能の進化を図りませるとともに、増築等により、カフェやミュージアムショップの充実のほか、子どもの視点に立つて工夫した展示等のスペースや親子で楽しめるスペースの設置などについて、先進的な

取組を行っている美術館なども参考にしながら検討してまいります。

以上でございます。

**○梶谷大志委員** 本当に美辞麗句が並んで、現地改修という、建物をそこで建て替えただけで、これまでできていなかったことが一気に何でもできるというような答弁に聞こえるわけでありませう。いろんな具体的な議論が積み上がってきて、その上で、こういう建物が必要で、こういうふうにしていこうということであれば、まだ私も理解はできるわけでありませうけれども、どう受け止めても建物先行なのですよ。

それで、改めて伺いますけれども、極端な言い方をしてくれると、私としては、そんな美辞麗句を並べられるより、コスト面から言うところこういうふうにしたほうが考えやすいのですね、そういう認識であるのかどうなのか、そこを教えてください。それならそれで受け止められますので、認識を伺います。

**○菅原教育部長** 近代美術館の整備についてでございますが、道教委といたしましては、道民の皆様や有識者の皆様からの御意見などを踏まえ、昨年7月に基本構想の中間報告を取りまとめた中で3案をお示しさせていただいたところでございます。

また、それ以降、これまで、目指す姿の実現、美術館活動の継続性、環境への影響などの視点により整備手法の検討を進めてきたところでございまして、今回、構想の素案として取りまとめたものでございます。

以上でございます。

**○梶谷大志委員** 分かりづらかったのですけれども、コスト面ではないということよろしいですか、伺います。

**○菅原教育部長** 道教委といたしましては、構想の中間報告で取りまとめました3案につきまして、目指す姿の実現、美術館活動の継続性、環境への影響などの視点を踏まえまして、様々な検討をした中で今回の構想の素案を取りまとめたものです。

以上でございます。

**○梶谷大志委員** コスト面ではないとすれば、やっぱり、しっかりと中身があつての建物という順序の議論になるのではないかなというふうに思います。

今、道教委としては、そういうことに対して、自分たちの認識というのはそうではないというふうに考えられるのかもしれませんが、残念ながら、ハードありきで行くと、これから様々な制約が出てくるのだというふうに思います。また、この後、議論させてください。

それで、総務部のほうからも、エリア構想というのが、知事公館のことも含めて示されているわけでありませう。このエリア全体の在り方については、いろんな仕掛けが考えられたと思うのですけれども、双方でどんな連携をして、全体の価値を高めるためにどんな議論をしてきたのか、お伺いいたします。

**○菅原教育部長** 知事部局との連携についてでございますが、道教委では、近代美術館のリニューアルを含みます知事公館・近代美術館エリアの活用検討に当たりまして、サウンディング型市

場調査ですとか道民意見聴取の実施、また、札幌市や地域住民の皆様への説明など、様々な点におきまして知事部局と連携して取り組んできたところでございます。

こうした中、このたびの活用構想素案におきましては、芸術や本道の歴史、文化を身近に体感できることや、緑豊かな自然環境が保たれること、誰もが心地よく過ごすことができる交流と憩いの空間となることといった目指す姿をお示ししているところでございます。

道教委では、こうしたエリア全体の目指す姿を踏まえまして、近代美術館のリニューアル基本構想の素案を取りまとめたところでございます。

以上でございます。

**○梶谷大志委員** 議論して現地改修の結果になったというのは、どうも私としては受け止め難いところであるのですけれども、このエリアの活用構想を考えたときに、近美がどんな姿であるかというのが、まさにこのエリア全体を考えたときの帰趨を決するような中心的存在であろうかと思えます。

そういった認識については共有できると思いますが、認識を伺います。

**○菅原教育部長** 知事部局との連携等についてでございますが、道教委では、これまでも知事部局と連携してきたところでございまして、今後も、知事公館・近代美術館エリアに多くの方々が訪れ、様々なつながりや交流が生まれますよう、今後も、引き続き連携をしながら、美術館の目指す姿の実現はもとより、エリア全体の価値の向上にも資するよう、具体的な機能や取組を検討してまいります。

**○梶谷大志委員** つまり、そのエリアにおいて、近美の存在が中心的であるという認識でよろしいですか、伺います。

**○菅原教育部長** 近代美術館についてでございますが、知事公館・近代美術館エリアの中でも、歴史的価値ある建物として道民の皆様方に親しまれております施設でございますので、引き続き、エリア構想との整合性を図りながら整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○梶谷大志委員** 何度も言うようではございますけれども、やっぱり、近美がしっかりしないとエリア全体の議論も立てつけとしてできてこないというところは共有できていると思いますので、まず、近美の在り方というのを、先ほどから議論させていただいていますけれども、中心に置いてしっかり考えていただきたいなと思えます。

その上で、具体的な話について幾つか伺わせていただきますけれども、常設展示の充実に向けて、財源も含めてどう取り組んでいこうとするのか、お伺いいたします。

**○小泉真志副委員長** 文化財・博物館課長菅野泰之さん。

**○菅野文化財・博物館課長** 常設展示についてであります。近代美術館のリニューアルに当たりましては、基本構想素案のリニューアルの方向性の五つのコンセプト、ハーモニー、コレクション、リサーチ、コラボレーション、ウィズ・キッズ、それぞれの観点から様々なニーズへの対応や時代の変化を見据えた展示を検討する必要があると考えております。

常設展示においては、美術館活動の原点であるコレクションの充実が大切であり、北海道美術品取得基金を活用した購入や道民の方々からの寄贈により収集を進めているところです。

また、北海道ゆかりの作家をはじめ、国内外の貴重な作品を収集するため、本年6月から、個人や企業などから広く御支援をいただく寄附制度として美術品購入サポーター制度を開始したところであり、今後も、こうした取組を通じ、系統的、計画的な収集を行い、魅力ある展覧会の開催に努めてまいります。

**○梶谷大志委員** それで、先ほど質問した常設展示がどういう形になるかということ、収蔵庫のことも含めて、前段に議論をさせていただいたわけであります。

もちろん、いろんな方向性があるって、様々なものを蓄積していくということ自体は否定しませんけれども、やっぱり、常設展示で、近美に行って、あるいはほかの道立の美術館に行って、こういうものが見られるのだと、目玉になるようなものを求めて行くというのは、一つの方向性だというふうに思っています。そういう意味で、近美のあるべき姿というのは、これからリニューアルすることも含めて、常設というのは非常に大事になりますので、しっかり対応していただきたいと思います。

一方で、特別展示について、これは、多くの企画をしたりして、位置づけを重要にして取組を進めておりますが、今、これらについて、どんなところを課題として、検討の方向性を含めて議論しているのか、所見をお伺いいたします。

**○菅野文化財・博物館課長** 特別展示についてであります。特別展示室で開催する特別展として、美術館主催の企画展、美術館と企業等の共催による実行委員会展、企業等に展示室を貸し出す貸館展がございます。

それぞれにおいて、美術館の役割や関わりに違いはありますが、実行委員会展については、美術館は学芸業務や施設管理を主に担っていますが、企画段階から広報、収支など事務局業務全般を企業等が担うことが多く、損益分配は企業等の帰属となっております。

今後、近代美術館のリニューアルに向けて、実行委員会展の運営方法や運営体制、損益の分配などについて、共催相手方の意見を伺うとともに、他県の状況なども踏まえ、美術館の効果的な運営の観点から検討することが必要と考えています。

**○梶谷大志委員** 特別展については、いい企画も含めて、いろいろと注目をいただくような形になっていると思います。ただ、今の答弁にあったように、やっぱり、企業任せになっていると言わざるを得ないわけであります。そういった状況についても、しっかりとリニューアルの方向性の中で示していただきたいなというふうに思っています。

一方で、そういう形としていく常設展も含めて、いろんな役割を担っていただいている学芸員さんの増員だとか、非常勤職員さんの常勤化は、やっぱり、体制が整わずして美術館の在り方というのはできてこないというふうに考えるわけであります。こういった議論も全く不足しているところではありますが、この方向性についてはどのように考えているのか、所見を伺います。

**○佐藤道立近代美術館担当課長** 運営体制の充実についてであります。基本構想の素案におき

【第2分科会 12月9日 第4号】

まして、リニューアルの方向性の一つとしてスタッフの専門性の向上や育成を掲げており、他の都府県において、様々な業務に専門的に従事するスタッフを配置、育成するなど、より専門性を高めた職員配置の事例が増えておりますことから、道教委におきましても、組織内におけるOJTに加え、国と関係機関が実施する研修や海外派遣事業等への積極的な参加のほか、様々な人々や団体等との協働を通じた人材育成によりまして、専門性を備えた人材配置に向けた取組を検討することとしております。

道教委では、今後、近代美術館の目指す姿の実現のために必要な運営体制について、有識者等の御意見を伺いますとともに、先進的な取組を行っている美術館等も参考にしながら検討してまいります。

**○梶谷大志委員** 音楽とか医療とか、そういうジャンルとの協働、多彩な展覧会、子どもたちのラーニングプログラム、そういうこともまた検討されているようでありますから、やっぱり、どういう中身でやっていくかということがないと、人の配置、それぞれの働き方というものも出てこないというふうに思うわけであります。まずは、こういうところについてもしっかりと具体的に示してもらおうように考えていただきたいと思います。

次に、先ほどから近美、近美というふうに話をしておりますけれども、近美の名前についても、リニューアルを契機として、目指す姿にふさわしい名称を検討するということとしておりますが、現状を追認して名称を考えるのであれば、本末転倒ではないかなというふうに思うわけがあります。

今後、どのような観点で検討を進めていくのか、手法や時期も含めて、所見を伺います。

**○佐藤道立近代美術館担当課長** 近代美術館の名称についてであります。昭和52年の開館に当たり、収集、展示の中心を近代の作品とすること、全国の近代美術館との連携や、従来の美術館に与えられてきたイメージを脱し、今日的印象を表現するといった趣旨により「近代美術館」と名づけられたものであります。リニューアルの検討に当たり、有識者などからは、幅広い展覧会活動や収集活動などに「近代」という枠組みが足かせになっているのではないかとといった御意見があった一方で、近美という愛称で親しまれており、地域に定着しているところでございます。

道教委といたしましては、引き続き、近隣町内会をはじめ、道民の皆様や有識者などから御意見を伺いながら、名称について検討を進めてまいります。

**○梶谷大志委員** これからいろんな議論がされるということだと思っておりますけれども、名前は体を表すということから言えば、やっぱり、あの建物がそのまま残って改築されたところで、近美のイメージは払拭し難いと思いますし、中身も、今言ったように議論していますけれども、全く具体的に見えてこないところで、どうやって新しい姿を示すのか、私としては非常に疑問に思うわけがあります。

美術館の性格が変われば、当然、作品の収集方針の見直しも出てくると思うわけですが、そういう状況にあって、改めて、全体の構想の中で、名前も含めてきちっと考えるべきじゃ

ないですか。建物が現地改修といったら、私は、全く近美のイメージしか持たないのですけれども、認識を伺います。

**○佐藤道立近代美術館担当課長** 目指す美術館についてであります。これまで、近代美術館が掲げてきた「地域に開かれ、地域の美術文化を拓く」という基本理念を引き継いでいきますとともに、これまでの歴史を受け継ぎ、新しい時代とともに、本道の美術文化を拓く美術館として、単なる長寿命化や設備の更新にとどまらず、目指す姿の実現はもとより、近代美術館の歴史的・文化的価値を継承しつつ、社会情勢の変化にも対応できる将来を見据えた新たな機能を整備することとしたところでございます。

**○梶谷大志委員** だから、そういう名前も機能も建物も残さなきゃいけないと言え、それはそれで残しながら、新しい建物を造りながら、併設していろんな枠組みの中で考えるということも一つの案だというふうに思うわけであり。今の進め方で行くと、そういった議論も狭めているように感ずるわけであり。

先ほどの収蔵庫の話にもつながるのですけれども、駐車場も、行ったことがある人だと分かると思いますけれども、非常に不便なところ。現在の建物を生かして収蔵庫も増築することを踏まえると、敷地に必要な駐車スペースというのが確保できるのかどうか、疑問ではありますが、どんな検討を行うのか、所見を伺います。

**○佐藤道立近代美術館担当課長** 駐車場の確保についてであります。現在、近代美術館では、団体での利用に係る大型バス及び障がい者用の駐車場を数台分整備しているところです。

駐車場につきましては、利用実績や近隣の民間駐車場の状況等のほか、目指す姿の実現のために必要な機能を踏まえ、今後、在り方について検討を行ってまいります。

**○梶谷大志委員** 聞いたら、大型バス用が3台、障がい者用が3台ということで、もともと車を止められるような場所じゃないかと認識していましたが、収蔵庫を造って、そこから、来てくださった方に便利な駐車場の形になるとは思えません。学生たちが修学旅行で訪れたとしても限界があるような状況で、それほど大きな変化もつけれない現状の形の延長線の現地改修という部分で、本当にそれがいいのかどうか、このことから見てもそう感ずるわけであり。

今後の対応についてですけれども、リニューアル構想を含めて近美の価値をどう高めていくのかはもちろんです。先ほど申し上げた知事公館のエリア等を含めた相乗効果を生むことができるような一体的な検討が必要だというふうに思います。

様々な意見を取り入れて改善していく余地があるというふうに思います。近美のリニューアル構想をより具体化した上で、建物の在り方も含めてしっかり検討し直すべきと考えますが、所見を伺います。

**○小泉真志副委員長** 教育長中島俊明さん。

**○中島教育長** 今後の対応についてであります。道教委では、道議会での御議論のほか、道民の皆様方や近隣の町内会、有識者、専門的知見を有する建設事業者の方々などから御意見、御助言をいただきながら検討を進め、今回、構想素案を取りまとめたところでございます。

【第2分科会 12月9日 第4号】

道教委といたしましては、このたびの委員をはじめ、これまでいただいた道議会での御議論やパブリックコメントによる道民の皆様方の御意見を踏まえ、幅広い議論を尽くしながら成案に向けて取り組めますとともに、リニューアル後の近代美術館の目指す姿の実現に向け、美術館の具体的な機能や取組などについてさらに検討を深め、今後、基本計画で整理しながら、新しい時代とともに本道の美術文化を拓く美術館となるよう取り組んでまいります。

○梶谷大志委員 柔軟な幅広い議論をするように求めておきたいと思いますが、もう一つだけ、今までいろいろ議論して、課題があることが明らかになったと私としては思っております。收藏の在り方を含めて、常設展示、特別展示、様々なジャンルとの協働、それに伴う運営体制の構築、名称、駐車場、どれも課題だらけで不安が残る状況であります。その中で建物だけが先行することが本当にいいとは思えません。

そういう意味で、幅を持たせた様々な議論の余地を残しておくことが必要ではないかなと考えますが、認識を伺って、私の質問を終わります。

○中島教育長 道教委では、道議会での御議論のほか、道民の皆様方や近隣の町内会、有識者、専門的知見を有する建設事業者の方々などから御意見、御助言をいただきながら検討を進め、今回、構想素案を取りまとめたところでございます。

道教委といたしましては、リニューアル後の近代美術館の目指す姿の実現に向け、美術館の具体的な機能や取組などについてさらに検討を深め、今後、基本計画で整理しながら、新しい時代とともに本道の美術文化を拓く美術館となるよう取り組んでまいります。

○梶谷大志委員 終わります。

よろしく申し上げます。

○小泉真志副委員長 梶谷委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

檜垣尚子さん。

○檜垣尚子委員 通告に従いまして、順次質問してまいります。よろしく願いいたします。

初めに、遠隔授業配信センター、いわゆるT－b a s eを活用した教育環境の充実についてであります。

私も、1月にセンターを訪問し、遠隔授業を実際に拝見しましたが、道教委が令和3年度にT－b a s eを開設してから今年度で4年目となり、成果や課題等も明らかになってきていることと思いますので、以下、伺います。

まず、令和3年度から令和6年度、4年間におけるT－b a s eの配信状況や規模等の推移について伺います。

○小泉真志副委員長 高校教育課長高田安利さん。

○高田高校教育課長 配信状況等の推移についてでございますが、T－b a s eからの授業配信は、開設した令和3年度は、対象校が27校、受講生徒数が延べ570名、4年度は、29校、延べ685名、5年度は、31校、延べ779名、6年度は、31校、延べ861名となっております。

また、令和3年度の開設当初から、長期休業期間に進路希望別の進学講習を実施しており、令

和3年度は、春期、夏期、冬期を合わせて延べ46校、616名、4年度は、延べ44校、1003名、5年度は、延べ75校、1453名、6年度は、実施済みの夏期講習で29校、延べ758名が受講しました。

**○檜垣尚子委員** 大学進学を目指す郡部の中学校の卒業者の多くが、住み慣れた地域を離れ、都市部の高校へ進学している実態があるということを踏まえ、小規模校であっても、地元で学びながら大学進学等を実現できる環境を整備するというのがT－b a s e設置の趣旨だと承知しています。

今年3月には、T－b a s eの設置年度である令和3年度に入学した生徒が卒業しましたが、受信校の卒業生の進路実績はどうだったのか、伺います。

**○高田高校教育課長** 進路実績についてでございますが、T－b a s eによる遠隔授業を教育課程に位置づけた学校の本年3月の卒業者は412名で、このうち、在学中に1科目以上の遠隔授業を受講した卒業者は257名であり、大学へ進学した者は73名でございました。

受信校からは、例えば、国語科の教員が書道を指導しているケースにおきまして、書道を遠隔授業とすることで国語の教科指導を手厚くすることができたといった声があったほか、遠隔授業に関する生徒及び教員へのアンケート調査では、生徒から、遠隔授業の配信によって将来の進路目標に応じて必要な教科、科目を選択することができた、教員から、習熟度展開をすることで生徒の学習成果の向上が見られるという回答が寄せられており、進路決定に一定の効果があったものと考えております。

**○檜垣尚子委員** アンケートでも、生徒、教員双方から前向きな回答が来ているように感じます。

先ほどの答弁により、T－b a s eの設置当初に比べて規模が大きくなっていることが分かりましたが、第1回定例会の我が会派同僚議員の質問に対し、道教委からは、今後、取組の成果を検証しながら課題を整理し、配信校以外の小規模校への遠隔授業や進学講習の合同配信、さらに、学校間連携についても検討する旨の答弁がありました。

T－b a s eのこれまでの成果と課題について、道教委の認識を伺います。

**○高田高校教育課長** 成果と課題についてでございますが、T－b a s eによる授業配信の効果といたしましては、受信校におきまして、古典探究や数学Cなどの選択科目を新たに開設できたなど教育課程の充実が図られたことや、2校同時配信による合同授業で、生徒が他校の生徒と協働して学習に取り組むことにより、多様な考えや意見に触れる機会が創出できたことなどが挙げられます。

また、課題といたしましては、複数の高校を対象とする合同授業におきまして、学校行事や対面授業の実施により、学校間の時間割の調整が必要であったことや、受講生徒数によりましては、オンライン上でクラス全体を適切に指導するための授業を担当する教員の工夫が必要であることなどが挙げられます。

**○檜垣尚子委員** 他校の生徒と協働して学習に取り組めることは、小規模校の生徒の皆さんにと

【第2分科会 12月9日 第4号】

っては刺激にもなりますし、学習意欲も上がると思われます。また、学校間の時間割の調整が必要という課題は、同時に教員の数の問題も出てくると思われます。

中卒者数の減少に伴い、小規模校化が進む中、今後も新たに受信校が増えることが予想されます。また、現在配信している科目に加え、より一層の多様な科目の配信ニーズがあると考えられます。先日、視察した際にも、フロアいっぱい先生方のブースが配置されていました。

受信校の増加や多様な配信科目のニーズへ対応するためには、教員の増員や施設の拡充などの体制整備が必要と考えますが、どのように取り組む考えなのか、伺います。

○小泉真志副委員長 指導担当局長山城宏一さん。

○山城指導担当局長 配信体制についてであります、受信校数や教科・科目数が現行の規模の場合においては、現在のT-b a s eの体制で遠隔授業を行うことに支障は生じませんが、新たな教科、科目など配信ニーズがさらに増加するような状況によっては、教員配置数の関係上、体制を工夫するなどの検討が必要になるものと考えています。

こうしたことから、年内を目途に庁内にT-b a s eの在り方を検討する組織を設置し、令和7年度中を目途に遠隔授業の成果と課題などを検証するとともに、今後の配信の見通しや施設設備などに関し、必要な調査検討を行い、遠隔授業のさらなる充実に努めることとしております。

○檜垣尚子委員 T-b a s eの在り方を検討する組織を庁内に設置して、令和7年度を目途に検証していただくということで、遠隔授業の課題なども整理され、よりよい形になっていくと思われます。道内は広域ということもあり、遠隔授業のニーズは高まってきておりますので、これからはしっかりと進めていただきたいと思います。

小規模となった高校においても、多様な進路希望等に対応できる教育環境を提供するために、今後もT-b a s eを活用した遠隔授業の推進が必要であると考えます。

道教委としては、今後、遠隔授業のさらなる充実に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○小泉真志副委員長 学校教育監山本純史さん。

○山本学校教育監 今後の遠隔授業の充実についてであります、今般、国において、少子化が加速する地域における高校教育の在り方として、遠隔授業の活用や学校間連携の推進が議論をされているところであり、この中で、高等学校教育の質の確保、向上等に留意しつつ、必要な制度の見直しや体制、環境の整備などの支援策が検討されているところでございます。

道教委といたしましては、こうした国の状況を見据えつつ、本道が高校における遠隔授業の先進地域であることを踏まえ、遠隔配信における教育課程の充実に向け、遠隔教育のノウハウを有する関係機関等と連携することや、T-b a s eの環境充実に向け、教員加配の新設や財政措置などを引き続き国に要望するなどして、本道における遠隔授業のさらなる質的向上や持続的な授業配信の体制づくりに取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 遠隔授業で学んだ子どもたちが、自信を持って進学したり、自分が目指している目標に向かって進んでいけるよう、北海道が遠隔教育の先進地域、モデル地域となるように取

り組んでいただくことをお願いいたします。

次に、日本語指導が必要な児童生徒への教育についてです。

日本語指導が必要な児童生徒への教育については、第2回定例会でも私から質問させていただいたところですが、広域な本道においては、日本語指導が必要な子どもたちが各地域に在籍しており、今後も、道内における外国人労働者等の増加が見込まれることから、国籍や文化的背景が異なる児童生徒一人一人に応じて、日本語指導を含む教育を充実させていくことが大切であると考えます。

先般、文科省から、令和5年度の日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査結果が公表されましたので、調査結果を踏まえた本道における現状や取組について、以下、伺ってまいります。

令和5年度における日本語指導が必要な児童生徒の在籍数や在籍する市町村数、言語の状況について、前回の令和3年度調査との比較を含めて伺います。

○小泉真志副委員長 義務教育課長田口範人さん。

○田口義務教育課長 日本語指導が必要な児童生徒の状況についてであります。本道の公立小中学校、高校、特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は、札幌市を除き、令和5年度208人で、令和3年度の134人と比較し、2年間で約1.5倍となっております。

また、在籍校が所在する市町村は、この2年間で、新たに児童生徒が在籍することとなった19市町村を含め、41市町村で、令和3年度の38市町村と比較し、道東方面を中心に増加が見られており、母語となる言語は27言語で、令和3年度の21言語と比較し、クメール語やミャンマー語など6言語増加しております。

○檜垣尚子委員 令和3年度の人数ということで、今、もう少し増えてきているのではないかと思います。

日本語指導が必要な児童生徒が年々増加している中、道教委では、今年度、市町村教育委員会や学校に対し、これまでどのような取組や支援を行ってきたのか、伺います。

○田口義務教育課長 これまでの取組についてであります。道教委では、日本語指導が必要な児童生徒への支援体制構築を目的として、学校や市町村を対象とした帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業を実施してきており、本年7月には、知事部局やJICA、大学等の関係機関が参加し、市町村や学校における受入れ体制の整備の在り方や、中高生の進学・キャリア支援の充実方策などについて検討する協議会を開催しました。

また、7月と11月に、日本語指導を担当する教員の指導力向上を図る研修会を開催したほか、教職員を対象とした有識者による相談支援や携帯型通訳デバイスの貸出しなどを行っており、こうした取組を通じて市町村教育委員会や学校への支援に努めているところでございます。

○檜垣尚子委員 日本語指導が必要な児童生徒への教育を充実させるため、道教委では、毎年度、研修会を実施していますが、研修会の内容とこれまでの成果及び課題について伺います。

○小泉真志副委員長 学校教育局長伊藤伸一さん。

○伊藤学校教育局長 研修の成果などについてであります。本年7月と11月に開催した研修会では、受入れ体制の整備や特別の教育課程の編成についての講義や、指導計画の作成に関する実践的な演習などを行い、参加した教員や教育委員会職員からは、指導場面の動画を活用した実践的な内容で今後の指導の参考になった、外国人児童生徒が持つよさや可能性を最大限に引き出す授業づくりについて理解を深めることができたといった声が寄せられるなど、日本語指導への理解促進に一定の成果が見られました。

一方で、各学校における児童生徒一人一人の文化的な背景や日本語の能力などに応じた適切な指導や支援の一層の充実を図るためには、受入れ体制や指導方法の在り方に関する市町村や学校のニーズを十分に把握し、研修内容の充実に反映していく必要があると考えております。

○檜垣尚子委員 第2回定例会における私の質問では、道教委から、今年度は、道内の複数地域でボランティアの方々や日本語指導担当教員を対象に交流会を開催されるとの答弁がありました。取組内容と、参加者からはどのような声が寄せられているのか、伺います。

○田口義務教育課長 情報交流会についてであります。道教委では、本年度、各地域における外国人児童生徒等の受入れ状況や指導体制などについて、教員や教育委員会職員、ボランティアなどが交流する地域別情報交流会を道内4ブロックでオンライン開催し、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校における指導計画や学級経営などの実践事例の共有や、参加者による地域の状況や課題についての情報交換などを行いました。

交流会の参加者からは、各地域のボランティアの方々の取組や各学校がそれぞれ作成している指導教材が参考になり、今後の見通しを持つことができた、児童生徒の学びを支援するために子ども一人一人の実態把握が大切であることが改めて分かったなどの声が寄せられました。

○檜垣尚子委員 ボランティアに携わっている方からも、交流や情報交換、情報共有ができてありがたいという声も私のところにも聞こえてきています。現場の皆様の声は子どもたちの声ともなると思われますので、現場レベルでの交流はこれからもぜひ続けていただきたいと思っております。

児童生徒の指導に当たる教員の中には、経験がほとんどない場合も考えられますが、今後、日本語指導を担当する教員の資質向上に向け、どのような取組を行うのか、伺います。

○伊藤学校教育局長 教員の資質向上についてであります。道教委では、平成27年度から、市町村や学校における受入れ体制の整備や日本語指導の在り方などを解説する資料を作成、配付しておりますほか、平成29年度から、専門家による講義や実践的な演習を行う研修会を開催し、支援体制の構築や教員の指導力向上を図ってきたところでございます。

今後は、こうした取組に加えまして、日本語指導加配教員のネットワーク構築を図るため、本年度、新たに加配教員が配置されている学校を対象とする研修会を実施することとしておりまして、各地域間のつながりを強化し、日本語指導を担当する教員のより一層の資質向上に取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 第2回定例会では、モデル校を指定した実践研究の検討を求め、道教委からは、実践事例集を作成し、周知するとの答弁がありました。

事例集作成の進捗状況について伺うとともに、改めて、モデル校指定についての見解を伺います。

**○山本学校教育監** 実践事例の周知などについてでございますが、道教委では、道内外で効果的な取組を行っている学校の事例を取りまとめた実践事例集を年度内に作成するため、現在、有識者にも参画をいただき、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校における組織的な日本語指導の好事例を収集、把握した上で、体制整備や指導計画、指導方法など、テーマ別に編集をしているところでございます。

今後は、本道においても、日本語指導が必要な児童生徒のさらなる増加や分散化、母語の多様化が見込まれますことから、より実践的な指導の在り方について検討するため、日本語指導の研究実践校を指定し、その成果を道内全ての学校や市町村教育委員会に周知することとしております。

**○檜垣尚子委員** 実践事例集を作成していただくことや、研究実践校を指定していただくということで、受入れ体制や指導方法の課題の解決に向けて動き出すことになり、大変うれしく思います。日本語指導が必要な子どもたちが、日本語習得に向けてしっかりとした指導が受けられるよう、引き続きよろしくお願ひいたします。

今後、ますます日本語指導が必要な児童生徒が道内各地で増えてくると考えられます。日本語指導が必要な児童生徒への教育を充実させるためには、ボランティアの方々の協力もいただき、関係機関と連携を図りながら、道内各地で受入れや指導体制を整備することが必要と考えます。

今後、道教委としてはどのように取り組んでいくのか、伺います。

**○小泉真志副委員長** 教育長中島俊明さん。

**○中島教育長** 今後の取組についてであります。道内においても、日本語指導が必要な児童生徒が年々増加し、母語も多様化する中、各地域において、子どもたち一人一人が適切な指導や支援の下で日本における生活の基礎を身につけ、能力を伸ばしていくことのできる環境を整備することが重要でございます。

道教委といたしましては、今後も、受入れ体制の整備などについて検討を行う協議会や、教員やボランティアの方々、市町村教育委員会の担当者などを対象とした研修会を開催いたしますほか、有識者による相談支援や実践事例の普及などを通して、本道の実情や課題について認識を共有いたしますとともに、知事部局やJICA等の関係機関とも連携し、道内の全ての地域において、日本語指導が必要な児童生徒への教育のさらなる充実が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

**○檜垣尚子委員** 日本語指導が必要な児童生徒の後ろには、その御家族もおり、いろいろな国からいろいろな理由で日本に滞在しています。その中で、御家族同士でも日本語のコミュニケーションが生まれ、日本での生活がよりよいものとなるように願っています。また、日本語指導については、機会を見て引き続き質問していきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○小泉真志副委員長 檜垣委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

滝口信喜さん。

○滝口信喜委員 私からは、定時制課程について、幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

御案内のとおり、高等学校の定時制は、戦後、勤労青年などを中心に学ぶ場所ということでスタートしました。1948年に制度化されまして、1953年当時などは、本当に全国で当時の高校生の2割強に当たる約56万7000人が在籍をしたというふうに言われております。しかし、高度経済成長の中で全日制への進学率が9割を超えていくということで、現在はずっと少なくなっております。7万人が通学しているというふうに聞き及んでおります。

現状は、確かに、勤労青年などのための教育機関の役割だけではなくて、多様な学習ニーズの受皿としてその役割を果たしているというふうに私は考えておりました。今後とも、生徒の多様な可能性をしっかりと伸ばす上でも重要な教育機関というふうに考えますので、以下、幾つか伺ってまいります。

本道の定時制で、単置・併置校の学校数並びに入学者数の推移について伺いたいと思います。

また、入学する生徒は、勤労青年等のみならず、とりわけ不登校、中途退学経験者等の学び直しや困難を抱える生徒の自立支援など、さらにまた、少数ではありますが、外国籍の生徒や発達障がい等の支援を必要とする生徒の受入れへと大きく変容しているというふうに言われております。現状と傾向について、まず伺っておきたいというふうに思います。

○小泉真志副委員長 高校教育課長高田安利さん。

○高田高校教育課長 定時制課程の状況等についてでございますが、道立高校における定時制課程は、10年前の平成26年度は、単置校が1校、全日制との併置校が33校で、入学者数は全校を合わせて1169名であり、本年度は、単置校1校、併置校31校で、入学者は970名です。

また、生徒の状況といたしましては、定時制課程は、就業等のために全日制高校に進学できない青年に後期中等教育の機会を提供するものとして制度化された経緯はありますが、現在は、中学校等におきまして不登校経験がある生徒や全日制課程の中途退学者、障がいのある生徒、特別な支援が必要な生徒など、様々な入学動機や背景を持つ生徒が在籍しております。

○滝口信喜委員 今お話があったように、生徒数の現状でありますけれども、令和3年度以降では増加傾向というふうに私は認識をしております。

この増加の傾向は、先ほど言った理由もあろうかと思っておりますけれども、道教委ではその要因をどのように捉えているのか、また、今後の入学者数の予測について、道教委は現時点でどのような見解を持っているのか、伺っておきたいと思っております。

○高田高校教育課長 先ほども御答弁させていただきましたが、定時制課程への入学者は、この10年で約200名減少しておりますが、直近の4年間では増加しております。

その要因といたしましては、不登校経験がある生徒や特別な支援が必要な生徒など、様々な入

学動機や背景を持つ生徒が入学している状況に加えまして、道内の通信制課程の入学者もこの4年間で増加していることを踏まえますと、学習や生活に関し、自分のペースに合った学習を希望して進学する生徒が一定程度いるものと考えております。

今後の入学動向につきましては現時点では見通せませんが、引き続き、入学者の実態把握に努める必要があると考えております。

○滝口信喜委員 今、増加傾向にある中身が分かりました。

先頃、不登校生徒の北海道の状況が発表されましたけれども、令和5年度は、小中学校が1万4167人、高等学校は922人と、いずれも令和4年度より増えている傾向にあるとお聞きをしていますので、今後とも、定時制や通信制を選択することが非常に増えていく傾向にあるのではないかというふうに思うのであります。

次に、今お話があったように、多様なニーズに応じた指導方法について、今も様々取り組んでいらっしゃると思いますけれども、少し伺っておきます。

やっぱり、こういった実態にきめ細かく対応することが肝要であり、不登校・中途退学経験者や外国籍、発達障がい等の支援を要する生徒の各ニーズに応じた指導が当然必要というふうに考えますけれども、この指導方法について伺っておきたいと思います。

○高田高校教育課長 多様なニーズに応じた指導方法についてでございますが、定時制課程は、様々な志望動機や学習歴を持つ生徒が入学しておりますことから、生徒一人一人に寄り添った指導や支援を行う必要があり、各学校におきましては、生徒個々の状態に応じて支援を行うことができるよう、複数の教員によるチームティーチングや学習支援員の配置を活用した個別の指導を行っているほか、授業の内容におきましても、不登校や中途退学経験者等への学び直しとして、基礎、基本を重視した学習指導を行っているところでございます。

○滝口信喜委員 先ほど同僚議員からも質問がありましたけれども、やはり、定時制でも外国籍の方がちらほら増えてきているというお話も伺います。

今後は、やっぱり、増加をしていくのではないかということでもありますので、定時制に対する外国語の指導というのはなかなか様々な課題があるかと思っておりますけれども、ぜひ、しっかりと検討していただきたいというふうに思います。

次に、併修と3修制について伺っておきます。

国は、定時制に在籍して通信制のカリキュラムも同時に学べる、いわゆる併修を可能にしたところでもあります。それから、通常4年の修業年限を3年に短縮できる三修制を導入いたしました。さらに、午前、午後にも授業を行う昼夜間定時制、いわゆる多部制が全国でも増加をしている傾向にあります。さらには、ボランティアなどの校外実習も単位認定されるようになったということでもあります。

また、参考までに、東京都では、不登校経験者や高校中退者を中心に受け入れる、いわゆる昼夜間定時制のチャレンジスクールとして、学年の枠組みがなく、少人数のクラス編成を開校しているというふうにも伺っております。

【第2分科会 12月9日 第4号】

現状認識並びに今後の取組状況について伺っておきます。

○高田高校教育課長 三修制などについてでございますが、定時制課程で学ぶ生徒の就労形態が多様化してきていたことを受け、平成元年に、従来、4年以上であった修業年限が3年以上に弾力化され、履修上、無理がなければ、全日制課程と同様、3年での卒業が認められることとなりました。

現在、道立定時制高校では、三修制や、通信制の高校の一部の科目を修得した場合に、卒業に必要な単位数に加えることができる定通併修を導入している高校が23校あり、道教委では、引き続き、各学校に対しまして、定時制高校に通う生徒の多様なニーズに応えることができるよう、生徒が従事している職と密接な関係を持つ教科、科目におきまして、実務を単位に読み替えるなど、履修形態の多様化、弾力化を進めるよう助言してまいります。

○滝口信喜委員 今お話がありましたように、生徒の生活スタイルの多様化に対応するため、夜間の定時制から三部制の定時制への移行など、こういったことも今後とも必要になってくるのではないかというふうに考えます。道教委の考えを伺いたいと思います。

また、三修制を希望する生徒が増えているというふうに聞いておりますけれども、道教委での三修制をどの程度把握しているのか、状況について伺っておきたいと思います。

○小泉真志副委員長 指導担当局長山城宏一さん。

○山城指導担当局長 三修制などについてであります。道立高校においては、現在、有朋高校で三部制を導入しておりますが、他の地域における定時制課程は、全日制課程との併置となっており、学校の施設設備と教育課程との関係性などを踏まえると、現行の状況では、各学校の課程の設置の仕方や施設の在り方も含めた検討が必要と考えております。

また、道内で三修制を導入している定時制高校のうち、近年、三修制で学ぶ生徒が増加している高校に聞き取りを行った結果、生徒が三修制を選択する理由として、修業年限が短いこと、進学など卒業後の多様な進路選択に対応しやすいこと、中学校で不登校を経験した生徒が全日制に入学した生徒と同じタイミングで進学や就職ができることなどの回答があり、卒業後の進路希望を明確に持っている生徒にとって有効な制度として選択されていると考えております。

○滝口信喜委員 今、多様な取組をされているということでありました。ぜひ、生徒の学ぶニーズにもしっかりと応えるため、今後、多部制にはいろんな条件があろうかと思いますが、全て多部制がいいかどうかは別としまして、可能な場合をしっかりと検討することを求めておきたいというふうに思います。生徒の希望をしっかりと尊重して、適切な指導を求めておきたいというふうに思います。

次に、定時制課程の高校配置についてお尋ねをします。

生徒数の減少に伴って各地で学校の統廃合も加速し、学校基本調査によると、1993年度以降の30年間で定時制は3分の2に減少していると言われております。定時制は、80年代までは、需要が大きかった工場などの第2次産業従事者を輩出する意味合いが強かったわけであります。私の室蘭市でも、かつては道立3校、市立1校があったというふうに伺っておりますけれども、現在

は道立1校ということになっております。

道教委では、「これからの高校づくりに関する指針」で再編整備の基準を示しておりますが、本道は、生徒数の少ない学校もあり、統廃合を進めれば定時制に進学をすることができないという遠距離的・地域的な課題もあります。

生徒の学びのセーフティーネットの崩壊にもつながるといふふうに考えますけれども、定時制の高校配置について、今後の対応について伺っておきたいと思っております。

○小泉真志副委員長 高校配置・制度担当課長手塚和貴さん。

○手塚高校配置・制度担当課長 高校配置についてでございますが、定時制課程は、働いている方をはじめ、全日制課程の中途退学者や不登校経験がある生徒など、様々な志望動機や学習歴を持つ生徒が入学していますことから、生徒一人一人に寄り添った指導や支援を行う必要がございます。

道教委では、生徒が学習時間などを自ら選択して自分のペースで学ぶことができる機会を保障することや、多様な背景を有する生徒の学習機会の確保を図るため、定時制課程も含めた高校の配置につきまして、毎年度、道内19か所で開催する地域別検討協議会において道教委の考え方を説明してきており、今後も、保護者や地域の方々の御意見を十分お伺いしながら、適切な高校配置となるよう努めてまいります。

○滝口信喜委員 定時制課程の高校配置についてでありますけれども、道教委の方針としては、入学者が3年連続して10人を下回ると募集停止になるという基準を持っています。しかし、広域分散の北海道で、ほかの学校の定時制に通うことはほぼほぼ不可能な地域もたくさんあるわけがあります。ぜひ、学びのセーフティーネットということで、柔軟な対応を私からも求めておきたいというふうに思います。

次に移ります。

バスの減便による影響についてお尋ねをします。

2024年問題、運転手不足に伴い、バスのダイヤ改正が行われ、全道的にも全日制及び定時制の通学に大きな影響を与えているものと考えております。

西胆振学区でも、全日制5校、定時制1校が影響を受けております。とりわけ定時制については、50人の在校生のうちの16人に影響が出ており、帰宅時のバスがなくなって、1時間待ってJRに変更し、駅からさらに徒歩1時間の生徒も複数いるというふうに伺っております。現状は、バス会社だけで解決するのは不可能な状況でありますし、地域の公共交通の在り方について官民連携で模索する必要があると考えます。

これまで、市町村によっては、通学費等補助として定時制の生徒に対しても支援しております。学びの機会を保障し、質を高める環境を確立する観点からも、現実的な対応が求められているのではないかと私は思います。

道教委では、このたびのバス減便による通学手段の確保について、どのように対応するのか、伺っておきます。

【第2分科会 12月9日 第4号】

さらに、交通手段の有無は、進学する上で重要な要素でありますし、今後の入学者に対しても同様であります。そこで、始業時間の繰上げ、カリキュラムの変更、タブレットによるオンライン授業など、多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現のため、生徒に寄り添った対応を検討すべきと考えますが、見解を伺います。

○高田高校教育課長 通学手段の確保についてでございますが、道教委では、これまでも、公共交通機関の減便や路線廃止などにより、生徒の通学や教育活動への支障が懸念される場合、運行事業者に対しまして、生徒の通学実態等を踏まえ、区域内の高校と事前に相談や協議するよう要請するなど、生徒の通学手段の確保に向けて取り組んでまいりました。

また、学校に対しましては、生徒の登下校に支障が生じる場合は、始業前に補習を実施することや、一人一人の状況に応じた時間割を編成することなど、可能な限り校長の判断で単位認定できるように助言してきており、今後も引き続き、生徒の学びの保障に向けて取り組んでまいります。

○滝口信喜委員 バス減便による影響調査も含めて、定時制におけるタブレット授業の実施状況やタブレットの所有状況、オンライン授業の実施状況もつぶさにしっかりと確認をしているというふうに思いますけれども、これらの取組によって、学校の先生方も、原級留置、転学、中途退学することなく学びをしっかりと継続させたい、こうっておりますので、道教委としても、学校と生徒の学びの継続について、各学校としっかりと協議をし、実態調査もすべきというふうに考えますけれども、見解を伺います。

○高田高校教育課長 バス減便による影響についてでございますが、道教委では、昨今の公共交通機関の減便や路線廃止などの状況に鑑み、本年1月に、各教育局に対しまして、所管する高等学校と生徒の通学状況やオンライン授業の実施状況を共有するとともに、各振興局と連携し、公共交通機関の減便等の状況につきまして早期に把握するよう通知しており、今後も引き続き、生徒の通学手段の確保に取り組んでまいります。

○滝口信喜委員 今、答弁がありましたけれども、運行事業者に対して事前に高校と協議するよう要請するなど、いろいろ取り組んでいると言っていましたけれども、今の2024年問題を考えたら、運行事業者と事前に協議するといっても、なかなかそういう状況ではないということは御承知のことだというふうに思います。

そこで、先ほどもお話をしました網走市の補助制度は、定時制の生徒に対しても補助している、こういう実態があります。しかし一方では、道立学校の生徒に市町村が補助をするのはどうかとちゅうちょする自治体もあるわけであります。

ぜひ、道立学校に通学する生徒、とりわけ定時制の生徒に対する支援の在り方については検討を求めたいと思いますし、校長の裁量権を最大限にしっかりと保障することを指摘しておきたいというふうに思います。

次に、災害対応の安全対策についてお尋ねをします。

頻発する大災害、今後予想される災害対応について、とりわけ夜間の定時制の安全対策という

のは喫緊の課題であります。全国的な調査を見ても、安全対策を決めている、検討中である、決めていないというのは、それぞれ3分の1というふう聞いております。

備付けは懐中電灯のみの学校もあったということでありまして、交通機関が止まった場合の生徒の下校手段、校内宿泊の場合の備蓄、夜間での災害発生時の照明設備など、危機管理マニュアルの策定及び見直し、強化が必要と考えますが、対応について伺います。

○小泉真志副委員長 生徒指導・学校安全担当局長齊藤順二さん。

○齊藤生徒指導・学校安全担当局長 定時制高校の安全対策についてであります。道立のいわゆる夜間定時制高校においては、災害時や交通機関が不通となった際に生徒などが学校に待機することを想定した準備を行っており、例えば、飲料水は84.4%の学校で、食料は81.3%、ライト、ろうそくは68.8%の学校で備蓄されております。

道教委では、各学校に対して、気象情報などを踏まえ、臨時休業等の措置や学校に待機させることなど、生徒の安全確保のための対応について危機管理マニュアルを整備するよう指導してきたところであり、さらに、近年では、爆破や犯罪の予告があった場合や他国のミサイル発射があった場合の安全管理対策について危機管理マニュアルを点検、改善するよう通知しており、引き続き、気象の状況や発生事案の内容などに応じて見直しを図るよう指導してまいります。

○滝口信喜委員 全日制と定時制が併置されている学校が多いと思います。その連携強化、また、交通機関が止まった場合の生徒の下校手段や、校内に宿泊せざるを得ない場合の備蓄、こういったことも必要と考えますが、今後の対応について伺います。

○齊藤生徒指導・学校安全担当局長 全日制、定時制の連携などについてであります。全日制課程と定時制課程が併置されている高校の場合、全日制と定時制で教職員の勤務時間が異なることや、職員室が分かれている状況があり、また、災害対応の訓練も別個に実施している学校が多いです。

災害はいつ発生するか分からないことから、各校長のリーダーシップの下、危機管理マニュアルの共有や全日制・定時制合同の災害対応訓練など、日頃から十分連携するよう取り組む必要があります。

また、下校手段などについて、道教委では、「学校における危機管理の手引」において、災害発生時の下校については、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎えなど、安全な下校のための手だてを講じること、下校時に危険が予想されている場合は学校に待機させること、保護者の出迎えがあった場合は保護者に引き渡すことなどを示しており、今後も、手引に基づき対応するよう通知するとともに、引き続き、飲料水や食料等の備蓄に努めるよう指導してまいります。

○滝口信喜委員 各学校で策定している危機管理マニュアルは、様々な災害の状況を踏まえて、しっかりと適宜見直すことが必要であるというふうに考えますが、この必要性について見解を伺っておきます。

○小泉真志副委員長 学校教育監山本純史さん。

○山本学校教育監 危機管理マニュアルの見直しについてでございますが、道教委では、道立高校を対象に、毎年度、学校の危機管理マニュアルの作成状況や自然災害への対応に関する内容や避難場所の設定、避難経路や避難方法、家庭との連絡体制等の記載、被災時に生徒などが学校に待機することを想定した場合の備蓄状況などについて調査し、確認をしてきたところでございます。

危機管理マニュアルは、地域の実情や過去の災害事例などを基に、学校が所在する市町村と連携を図りながら常に見直し、改善を図る必要がありますことから、道教委では、道立学校から危機管理マニュアルの提出を受け、改善の状況等について点検を行っており、今後も、関係機関と連携し、学校の防災体制の整備を図ってまいります。

○滝口信喜委員 先ほど、食料、水などのお話がありましたけれども、やっぱり、最低3日間分、量的な問題も含めてしっかり調査をしていただきたいというふうに思います。

「これからの高校づくりに関する指針」では、定時制課程においては、「生徒一人一人に寄り添った指導・支援を行い、生徒の状況に応じて、学校生活への不安を取り除き、再び学びに向き合えるよう取組を進める」と記されております。また、教育長の教育行政執行方針でも、様々なニーズを有する子どもたちを誰一人取り残さない多様な学びの機会を確保するとともに、全ての人々が経済や地域の状況等にかかわらず質の高い教育を受けることのできる環境を整備すると述べられております。

高等学校の定時制課程についていろいろ論議をしてみました。とりわけ地方においては、通学が困難という状況も踏まえながら、危機的な状況にあります。分かる喜び、学ぶ楽しさを実感し、生涯にわたって学び続ける意欲を持てる環境実現のため、教育長の見解を求めておきたいと思っております。

○小泉真志副委員長 教育長中島俊明さん。

○中島教育長 定時制教育の充実についてでございますが、高等学校は、社会で生きていくために必要となる力を共通して身につける初等中等教育最後の教育機関として、その担う役割及び責任は極めて大きなものがございまして、定時制課程につきましても、その教育を通じて、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関や社会での活動へと接続させていくことが重要でございます。

このため、定時制課程におきましては、多様な生徒が入学している実態にきめ細かく対応し、個々の生徒の状況に応じた学習活動や日々の生徒指導、教育相談、将来を見通した進路指導など、多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動が行われているところでございます。

道教委といたしましては、引き続き、各学校に対し、生徒の多様なニーズに応えるため、一人一人に寄り添ったきめ細かな対応がなされるよう指導助言するなどして、定時制教育のさらなる充実に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○滝口信喜委員 私は、今回のこの質問をするに当たって、地元の室蘭栄高校に出向いて、校

長、それから定時制の教頭先生にもお会いして状況を伺いました。そして、授業ものぞかせていただきまして、生徒の真摯な学習意欲を目の当たりにして大変感銘を受けました。

先生のお話では、定時制に通う生徒は、やはり、リアルの授業を学校で受けて、それから、友達をつくりたい、さらには、保護者も、学校に通わせたいと。確かに、通信制で学ぶ方法もあることは事実であります。しかし、定時制は、大多数の希望であるというふうに先生方は話しておりました。

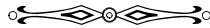
そういった意味でも、定時制高校の在り方というのは、様々な課題は抱えておりますけれども、今、教育長が述べたように、そういった道筋をこれからもしっかりとつけていっていただきたいと、大変期待をしていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

終わります。

○小泉真志副委員長 滝口(信)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩



午後3時9分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

荒当聖吾君。

○荒当聖吾委員 それでは、通告のとおり伺ってまいります。よろしくお願いいたします。

初めに、不登校児童生徒についての対応であります。

先日公表された調査によりますと、道内の公立学校における不登校児童生徒数は、小学校で4552人、中学校で9612人、高等学校で922人、合計すると1万5086人であり、過去最多となったと承知をしております。増加を続ける不登校児童生徒への対応について、以下、伺ってまいります。

まず、不登校児童生徒への支援についてであります。

令和6年3月に道教委が策定をいたしました「HOKKAIDO不登校対策プラン」では、不登校児童生徒の支援の視点として、学校に登校するという結果のみを目標にするものではないと記載されておりますが、これは、ともすると、登校するばかりが大事なことなく、不登校の時期があってもよい、もっと言えば、学校に来なくてもいいということなのでしょう。

不登校や不登校ぎみの児童生徒の支援で、いきなり学校に登校することを目標にしていらないように読めるのですが、道教委の認識を伺います。

○久保秋雄太委員長 生徒指導・学校安全課長森田靖史君。

○森田生徒指導・学校安全課長 不登校児童生徒への支援についてであります。学校に登校するという結果のみを目標にするのではなくという考え方は、児童生徒の休養の必要性などを明示した教育機会確保法に基づき、平成29年に国が示した基本指針で示されたものであり、このこと

は、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があることや、不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、教育支援センター、学びの多様化学校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があるという考え方によるものと承知しています。

**○荒当聖吾委員** 学校に登校するという結果のみを目標にするのではないという考え方は、教育機会確保法に基づき、国の法律で示されていたことがよく分かりました。

また、社会的に自立することを目指す必要があること、これは、「HOKKAIDO不登校対策プラン」の不登校児童生徒の支援の視点としてということで、私が抜き書きをした文章の後段になるところでありまして、本当に、議論といいますか、意思の疎通が図られた答弁だと評価をしております。

確かに多様な教育機会を確保することは大事なのですが、答弁にありましたように、フリースクールや学びの多様化学校というのは、大体、私立といいますか、民間の企業でやってごさいます。道教委がそこを正面から頼っていくものなのかなど。なければ、道立もしくは市町村でつくることはできないのでしょうか。それが教育支援センターだと言われるのかもしれませんが、できるだけ民業を圧迫するのではなく、公立の施設を希望いたします。

それで、本日の冒頭の委員の議論を拝聴しておりまして、ちらと思ったのですが、この教育支援センターというのはどういう方がスタッフになっているのでしょうか。加配措置された教員がされていらっしゃるのでしょうか。それとも、教育支援にたけた特別の教員がやっているのでしょうか。また、これはあまりいい答えではないのですが、同じ先生方が輪番でそこに入っているのでしょうか。これは通告しておりませんので、もし答弁を用意していらっしゃるなかったら後で教えていただきたいのですが、よろしいですか。

次に、安心、安全な居場所づくりについて伺います。

同プランでは、発達支持的生徒指導として、学校、学級を安全、安心な居場所にすると思いますが、この居場所づくりのためにどのような施策を講じていらっしゃるのか、伺います。

**○森田生徒指導・学校安全課長** 児童生徒の居場所づくりについてであります。道教委では、学校が児童生徒にとって安心して学べる場となるよう、児童生徒の授業への満足感や教職員への信頼感、学校生活への安心感など、実態把握に基づく学校づくりや、児童生徒が自己存在感を感じ、自己決定を行えるなど、自分が大事にされている、心の居場所となっていると実感できる学級づくりなどの推進のほか、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりとして、児童生徒それぞれのよさや持ち味を生かし、みんなが活躍できる機会や出番がある授業や、誰にとっても分かる授業づくりなどを推進してきています。

**○荒当聖吾委員** 答弁をいただきました。安心して学べる場となるような学校づくり、自分が大事にされている、心の居場所となっていると実感できる学級づくり、みんなが活躍できる機会や出番がある授業、誰にとっても分かる授業づくりなどの推進とありました。

要は、いつも思うのですが、道教委の皆さんはもう答えを持っていらっしゃるんですね。答え

を持っていらっしゃるのですが、では、何でいつまでもこういう議論がなくなるのかというところが課題だと思っております。

実際に、現場で、今、提案というか、答弁をされたことがなされていたら、もうそういう議論がなくなるはずでもありますし、大変なのですが、粘り強く働きかけを続けていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、コミュニティ・スクールの活用についてであります。

先日、石狩市の学校を訪問する機会がありました。不登校でお困りの保護者が学校にいろいろお願いをしても、忙しいので対応し切れないという耳を疑う言葉があり、それならどれだけ忙しいのか見に来てくださいというリクエストでありました。

その折、不登校支援について意見交換をする中で、私は、不登校児童生徒の支援にコミュニティ・スクールを積極的に活用すべきではないですかというふうに申し上げたところ、管理職や教育コーディネーターなど、5人ぐらいいらしたのですけれども、どなたからも回答がなく、違う話題になってしまいました。

改めて、コミュニティ・スクールを積極的に活用すべきと考えますが、道教委の見解を伺います。

**○森田生徒指導・学校安全課長** コミュニティ・スクールの活用についてありますが、不登校支援は、学校の中だけで完結するものではなく、家庭や地域及び関係機関等との連携協働を緊密にし、児童生徒の健全育成という広い視野から、地域全体で取り組むことが重要であり、その方法の一つとして、コミュニティ・スクールの活用は有効と考えます。

道内では、コミュニティ・スクールにおいて不登校対策について協議を行い、校内教育支援センターの環境整備や運営補助に地域住民が参画した事例や、地域や福祉部局等との連携を強化し、不登校児童生徒数の減少につなげた事例などがあり、学校、家庭、地域が協働して不登校対策に取り組むことで、児童生徒の支援の充実につながっているものと考えています。

**○荒当聖吾委員** おっしゃるとおり、不登校支援も、学校の中だけで完結するものではございません。家庭や地域及び関係機関との連携協働が大事であります。同プランの支援の方向性にも記述がありました。地域全体で取り組むことが重要で、コミュニティ・スクールの活用は有効という答弁をいただきましたが、全くそのとおりだと思います。

私は、学校訪問をしたときに、コミュニティ・スクールの活用を提案しましたがけれども、先ほど申し上げたとおり、一瞬、ぼかんとされたのですね。あれ、違うことを言っているのかなと、私は一瞬、心配をしたのですが、要は、お話を伺っていると、コミュニティ・スクールは、学校から一方的に地域コミュニティに情報を発信することをもってよしとなっているのではないかな、そのように誤解されているんじゃないかなというふうに思いました。

そもそも、地域の学校というのは、地域からの負託、ここの学校はこういう子を育ててほしいよねという地域の負託に答えていく義務があり、学校を置いた地域というのは学校を応援したいものだと思っております。それは、例えば、学校がなくなるときは、閉校に反対の運動とかが起

きますよね。そういう気持ちと同じだと思います。個人情報を取扱いには十分に気をつけながら、コミュニティ・スクールで学校の困り事を地域の皆さんに吐き出して、本当に協働して進めてみてはいかがでしょうか。これは御提案でございます。

次に、チーム学校による支援についてであります。

児童生徒を抱える複雑化、多様化した問題や課題を解決するため、教職員に加えて多職種の専門家等が連携協働する体制を構築するチーム学校が重要とされておりますが、管理職、養護教諭、担任、スクールソーシャルワーカー、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラーで構成をされているようです。

このチーム学校は、保護者の立場としては、窓口を一本化してほしい、窓口は誰ですか、こういう御相談をよく伺います。ワンストップで、どなたに聞くと専門家の皆さんの答えを一身に説明してくれるのか、こういう要望があると承知をしておりますが、道教委の見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 生徒指導・学校安全担当局長齊藤順二君。

○齊藤生徒指導・学校安全担当局長 不登校児童生徒への対応についてであります。児童生徒の抱える問題などが複雑化、多様化する中、生徒指導上の諸課題の解決に向けては、各学校において、学級担任はもとより、管理職や養護教諭などのほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどがチームを組み、アセスメントに基づいて具体的な目標や方針を共有し、それぞれの専門性を生かして組織的に対応していくことが重要でありまして、こうしたチームでの対応の必要性について保護者に対して丁寧に説明し、御理解をいただきながら取組を進めていく必要があります。

○荒当聖吾委員 確かに、答弁でおっしゃるとおり、児童生徒の抱える問題は複雑化、多様化しております。これは、社会環境もそうですし、家庭環境もそのとおりであります。なので、チームをつくって、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、担任、教育相談コーディネーター、こういう専門職の皆さんがアセスメントしながら、ケース会議において対応していくことは全く同感であります。

そのとおりなのですが、さっき申し上げたとおり、では、窓口は誰なのかということ。不登校の子どもを抱えるお母さんが、今日、学校に電話して何か聞きたい、何か相談したいといったときに、どなたに聞いたらいいのですかというお話でございます。

私は、やはり、担任の先生じゃないかなというふうにも思うのですが、意見交換の折に、担任の先生じゃないのですかというふうに言いますと、いや、担任と生徒も人間関係が合う合わないというのがありますのでというような答えもありました。要は、この方じゃなければ駄目だという話ではなくて、それなら、コーディネーターの方が、じゃ、私がこの子を担当しますよ、全部、私に情報を教えてくださいとか、ソーシャルワーカーの方、カウンセラーの方、いろんな専門職の方がいらっしゃいますが、私が担当しますからという心強い窓口の一本化を図られると、不登校の子を持つお母さんの今日の悩みを、どう解決してくれるのか、どう聞いてくれるのかというところで、相当、保護者としても留飲が下がるのではないかなというふうに思います。ぜ

ひ、御検討をよろしくお願いいたします。

次に、今後の不登校対策についてであります。

2005年、私の地元の空知管内の小学校で、いじめを苦に校内で自らの命を絶つという極めて痛ましい出来事がありました。自死を決意するぐらいなら、言葉は悪いですがけれども、学校なんかに行かなくていいと、私も子を持つ父親としてそう思います。学校から距離を取ることが大事であると同時に、それで学校の勉強が遅れてしまったら、そうした状況でも学びが保障される環境が大変重要であると考えております。

様々な事情で登校できなくなった児童生徒に対し、道教委は、今後どのように不登校対策を進めていかれるのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 今後の不登校対策についてであります。本道においては、不登校児童生徒数や学校内外で専門的な相談や支援、指導を受けていないケースが昨年度は過去最多となり、子どもたちが多くの人たちとの関わりや様々な体験、経験の機会を得られないことにより、将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクとなることが考えられるなど、憂慮すべき状況と受け止めております。

今後は、学校や市町村教育委員会、フリースクールなどの関係者が参画する連絡協議会における効果的な支援についての検討や、学校内で児童生徒の居場所となる校内教育支援センターの設置促進のほか、新たに保護者同士が交流する機会を設けるなど、不登校の児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりに向けた支援体制を一層強化し、不登校により学びや支援にアクセスできない子どもがゼロになるよう、不登校対策のさらなる充実に取り組んでまいります。

○荒当聖吾委員 不登校児童生徒数が昨年度は過去最多であるというふうに伺いました。憂慮すべき状況というふうに伺いましたけれども、私は、さっきの自死に加えて、この状況も極めて憂慮すべき状況であると考えております。まさに、「HOKKAIDO不登校対策プラン」の初めのところにありましたが、今も答弁いただいたところなのですからけれども、不登校により学びや支援にアクセスできない子どもがゼロになるように充実に取り組んでいただけるといふような心強い答弁に本当に感謝をしております。

道教委の皆様が本当に御尽力していらっしゃることは、よくよく承知をしております。でも、一番大事なことは、今、学びや支援にアクセスできない子どもをゼロにするというのがあったのですが、「各市町村教育委員会及び各学校においては、本プランの趣旨等について御理解いただき、家庭、地域社会、関係機関等とも連携し、できる取組から速やかに推進していただくようお願いいたします。」というふうに不登校対策プランには書いてございます。

抽象的なこの章のまとめ方になるのですが、私の心から尊敬する先輩教諭から、ダイヤモンドを磨くことができるのはダイヤモンドだけなのだというふうな言葉を頂いて、すごく大きな衝撃を受けました。大変な労働環境の中で御奮闘されていていらっしゃる先生方ですが、次代の担い手というダイヤモンドを磨くためにも、先生方もきらきらと輝いているダイヤモンドでならねばいけ

ないというふうに思っております。本当に応援を惜しみませんので、よろしく願いいたします。

次に、道立高校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について伺います。

令和5年の中央教育審議会の提言を踏まえ、国においては、高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現に向け、今年度の令和6年度から遠隔授業活用の推進が行われていると承知をしております。

高等学校段階でも増えている不登校の生徒や病気療養中の生徒などに対し、学びの柔軟化についてのニーズが高まっている中において、ICTを活用した学びなどにより学習機会が確保されることは大変重要であり、高校に入学した全ての生徒が卒業し、夢や希望を実現できるようにしていく必要があると考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業についてであります。

今回の制度改正により、どのようなことが可能となったのか、制度の概要について伺います。

○久保秋雄太委員長 高校教育課長高田安利君。

○高田高校教育課長 制度の概要についてでございますが、本年4月の学校教育法施行規則改正により、ICT機器を活用した遠隔授業の実施要件の弾力化が行われ、不登校生徒を対象とし、教育上、有益と認められるときは、添削指導や面接指導などによる通信教育を行うことや、自宅や校内の別室等で遠隔授業を履修することが合計36単位の範囲内で可能となりました。

また、これまで遠隔授業での履修が認められておりました病気等で療養中の生徒につきましても、通信教育を行うことが可能となり、この場合における遠隔授業及び通信教育につきましても、単位数の制限なく行うことができることとなりました。

○荒当聖吾委員 答弁をいただきました。

「道立高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について」という資料を拝見して、本当に高く高く評価をしております。

高校教育課長さんも元教員ということなのですが、この中にも教員の皆さんがいらっしゃると思いますが、自らのクラスや自ら教えた子どもたちがいろんな理由で学校に来られなくなったりするのは、最後、学校を進路変更してしまうことになる、それは、履修が間に合わなくなる、履修が足りなくなる、履修がもう認められませんかよということで、大事な子どもたちを手から漏らしてしまう、そういうことであります。

私の教えた子たちも、残念ながら、複数の子がいろんな理由で学校に来にくくなりながらも、激励をして激励をして、学校に来られるようになった、あと何か月で卒業というときに、例えば、吹雪で学校に遅れましたと、もう休めない授業を休んでしまいましたと。これで履修要件を満たさなくなった、これで卒業できなくなった、もう仕方ない、進路変更します、そういう子どもたちを、これはもう一撃で解決できるような内容ではないかなというふうに思っております。

今日は、同僚先輩委員もいますので、ちょっとだけ読ませていただきたいのですが、病気療養

中等の生徒、疾病による療養のためまたは障がいのため、相当の期間、欠席している生徒、診断書等のある子は、自宅や病室等でオンライン授業ができる、入院や通院のためにオンライン授業が難しいのだったらオンデマンド授業もできる、そうやって通信教育もしながら単位を取らせていくと。

もう一つが、不登校の生徒、学校生活への不適應等のため、相当の期間、欠席している生徒、これは診断書等がない子です。ここが一番学校から漏れていく子になりがちなところですが、可能な対応として、自宅や校内の別室等で同時双方向型の遠隔授業、オンライン授業、これは自宅でもできる、通信制課程に準じた添削指導・通信教育を受けると。ただし書はありますが、それで履修を認めましょうということなのです。これは、よくぞつくっていただいたと本当に思っております。

次のお伺いですが、このシステムをどうやっていち早く学校に周知をして、そして、子どもたちといますか、子どもたちがよこしまな気持ちで、じゃ、学校に行かなくてもいいかなと思われると困るのですが、やはり、これは周知の仕方も大事だと思います。制度改正を受けまして、学校が制度の内容を理解する必要があると考えますが、道教委は、道立学校等に対してどのように周知を行っていかれるのか、伺います。

**○高田高校教育課長** 学校への周知についてでございますが、道教委では、このたびの制度改正を受けまして、多様な学習ニーズに応える体制整備の内容を分かりやすく周知するためのリーフレットを作成し、ウェブページに掲載するとともに、各道立高校に対し通知をしました。

また、全道の14支部の代表高校長を集めた会議におきまして、制度改正の内容について説明するとともに、各学校における教育保障の推進に向けた取組の情報共有や取組の推進に向けた課題等に関する協議を行い、各高校において適切に対応するよう周知を図ったところでございます。

**○荒当聖吾委員** これは、寝た子を起こすということになるのか、表現が難しいのですが、例えば、不登校でも病気でもないのですが、妊娠をした女子生徒もこれを活用して卒業させることができるのではないかなというふうに思っております。

平成30年でしたか、文科省は、妊娠した女子生徒に配慮して、安易に進路変更させないようにというような通達も出ていると思いますが、それにも増して、このシステムを使いながら全ての子を卒業させていただければというふうに思います。

次に、生徒の多様なニーズに対応した進路実現についてであります。

道内の高校生に対し、不登校や病気療養など様々な理由があっても、全ての生徒が当初入学した高校を卒業し、進路実現へと向かわせることが重要であると考えますが、改めて道教委の所見を伺います。

**○久保秋雄太委員長** 教育長中島俊明君。

**○中島教育長** 生徒の進路実現についてでございますが、学習意欲はありながら登校できない不登校生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく学びを継続し、在籍校を卒業することができるよう指導を行うことが重要であり、このため、生徒一人一人の個性や実情に応じて多様な可能

性を伸ばす多様性への対応を図りつつ、社会で生きていくために広く必要となる資質、能力を共通して身につけられるよう、共通性の確保を併せて進めることが必要と考えているところでございます。

道教委では、今後、各学校の教務担当の教員が参加する全道教育課程研究協議会におきまして、生徒を誰一人取り残すことのない個別最適な学びや協働的な学びをテーマとした協議を行うこととしておりまして、不登校生徒や病気療養中などの生徒を含め、全ての生徒に多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びが実現できるよう取り組んでまいります。

○荒当聖吾委員 すばらしい最高の答弁をいただいたと感激をしております。引き続き、よろしく願いをいたします。

以上、終わります。

○久保秋雄太委員長 荒当委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

丸山はるみ君。

○丸山はるみ委員 通告に従い、質問してまいります。

まず、いじめ、不登校への対応についてです。

昨年度、北海道では、いじめ認知件数、不登校生徒数ともに過去最高を更新しました。その要因はどこにあったのか、道教委の見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 生徒指導・学校安全担当局長齊藤順二君。

○齊藤生徒指導・学校安全担当局長 いじめ、不登校の状況についてであります。いじめの認知件数は、昨年度、過去最多となり、このことは、各学校において、法に基づくいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒の見取りが丁寧に行われるようになったことなどが要因と考えております。

また、不登校についても、昨年度、過去最多となり、このことは、児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨の浸透や、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、さらには、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する適切な指導や必要な支援に課題があったことなどが考えられます。

○丸山はるみ委員 子どもたちの状況をキャッチする精度が上がっているということについては私も同意するところですが、ただ、重大事態がなくなるということについては、引き続き懸念があるかなと思っています。

過去最高の件数であるということは、いじめ、不登校への対応をするための教員の負担も過大になっているのではないかと想像いたします。こうした教員の負担軽減のためにどのような対策が講じられているのか、お答えください。

○久保秋雄太委員長 生徒指導・学校安全課長森田靖史君。

○森田生徒指導・学校安全課長 教職員の負担軽減についてであります。いじめや不登校などへの対応におきましては、学級担任一人ではできないことも、教職員や専門家、関係機関がチームを組み、役割分担をすることで指導助言の幅や可能性が広がり、教職員の児童生徒への関わり

を高めることが可能になると考えており、道教委では、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、子どもたちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで問題を抱えた児童生徒への支援を行うよう、各学校に対し周知しています。

**○丸山はるみ委員** いろんな役職の方をおっしゃったかと思うのですが、教職員がチームでという御答弁がありました。実際にはどのようにチームを組んでいるのか、お示してください。

**○森田生徒指導・学校安全課長** 生徒指導事案におけるチームの構成についてであります。いじめや不登校の対応におきましては、校内のメンバーとして、管理職や学級担任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談コーディネーターなどでチームを構成し、また、外部のメンバーとしましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらに、事案に応じて、医療、福祉、警察等の関係者にも参画いただくこととしています。

**○丸山はるみ委員** これまで、「ほっと」、「アセスメントツール」、「心の天気アンケート」、「コンパス」と、教職員向けのツールが次々と登場していると聞いております。

ツールごとの役割はどのようになっているのか、お示してください。

**○森田生徒指導・学校安全課長** 児童生徒支援のツールについてであります。道教委では、生徒指導分野において、児童生徒を支援するための各種ツールを作成し、各学校に活用を促しており、子ども理解支援ツール「ほっと」は、意見を伝える、注意を呼びかけるなど、児童生徒のコミュニケーションスキルの状況を測定するもので、アセスメントツール「心と身体のチェック」は、児童生徒の心と体の状況や変化を確認し、リスクのありそうな児童生徒の早期発見、早期対応に役立つもの、いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」は、いじめ問題への対応について未然防止、早期発見などの基本的な取組などをまとめたもの、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」は、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOSなどを教職員が察知し、積極的な支援につなげ、未然防止を図るものとなっています。

**○丸山はるみ委員** こうしたマニュアルだとかツールを使用して負担の軽減を図る狙いというのは一定程度は理解いたしますが、そうしたマニュアルやツール上の数値に追われることで、教員の負担が増え、生身の生徒と向き合う時間が確保できないということでは本末転倒だなというふうに思っています。

生徒と教員らが人と人として対応する、対面する、そういう時間を確保するためにも、教員を増員することが必要だと思いますけれども、道教委としてはどのように考えていますでしょうか。

**○齊藤生徒指導・学校安全担当局長** 教員の増員についてであります。道教委といたしましては、各学校がいじめ問題など生徒指導上の諸課題に適切かつ迅速に取り組むためには、人材の一層の確保が重要と考えており、いじめや不登校など生徒指導上の課題への対応に向けて、児童生徒支援加配など教職員定数配置の拡充などについて、国に対し、引き続き強く要望してまいります。

○丸山はるみ委員 次に、不登校状態となった生徒にどのような支援が行われているのか、お示しください。

○森田生徒指導・学校安全課長 不登校児童生徒への支援についてであります。各学校では、不登校児童生徒の状況によっては休養が必要な場合があることにも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援を講じており、さらに、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援や家庭等への訪問による支援を行っています。

また、道教委では、スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリングや、インターネット空間を活用した学習機会の確保や居場所づくりなどに取り組んでいます。

○丸山はるみ委員 不登校生徒の学習支援、学習相談でオンライン授業や対応を行っているとのことですが、不登校となる要因の一つにはいじめなども考えられると思います。そうした生徒においては、オンライン上とはいえ、原因となる加害生徒の姿が映ることが、生徒のメンタルに影響を及ぼすおそれがあるのではないかと危惧します。

そうした事態が起こらないように配慮ができる、そうした仕組みがあるのかどうか、また、そうした配慮を行うよう、オンライン授業をする教員について周知をしているのかどうか、お答えください。

○森田生徒指導・学校安全課長 オンライン授業における配慮についてであります。生徒指導上の問題に関し、オンライン授業における配慮事項として示しているものではありませんが、道教委では、各学校に対し、いじめを受けた児童生徒が安心して学習できる環境を確保するよう指導しており、各学校では、例えば、教室内におけるカメラの位置を工夫することや、チャット機能を利用する際に、いじめを行った児童生徒とのつながりを防止することなど、保護者や児童生徒に配慮事項等を事前に確認の上、対応していると承知しています。

○丸山はるみ委員 小・中・高校それぞれの不登校の児童生徒にオンライン授業をすることができるといふことなのですけれども、実際にオンライン授業を行う教員の負担が増えるのではないかと、そのことで、生徒の異状といいますか、信号に気づく機会が減少するのではないかとという心配があります。

こうした不登校対応のオンライン授業についての追加配置等はあるのでしょうか。そのような状況を生まないためにどのように取り組んでいくのか、お答えください。

○齊藤生徒指導・学校安全担当局長 オンライン授業についてであります。義務教育段階における不登校児童生徒の出欠の取扱いについては、国の通知により、訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること、児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること、児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況などについて十分把握できることなどの一定の要件を満たした上で、自宅などにおけるICT等を活用した学習活動については、可能な限り、指導要録上、出席扱いとするとされております。

また、高等学校においては、不登校児童生徒に関し、自宅などから高等学校の同時双方向型の

遠隔授業を受講する場合、指導要録上、出席扱いにすることができるとされております。

教員が、いじめや不登校の児童生徒に対しオンライン授業などを行うに当たっては、学校全体の協力体制などにより、個々の教員の負担軽減を図る必要があります。また、いじめや不登校など、生徒指導上の課題への対応に向けて、児童生徒支援加配など教職員定数配置の充実などについて、国に対し、引き続き強く要望してまいります。

**○丸山はるみ委員** これまで、全国から注目されるいじめ案件が複数発生し、そのたびに、教訓とし、再発防止策を講じると道教委としては説明してきたと思います。しかし、本年8月に出されたいじめ重大事態の調査報告書では、道内の各学校においては、いじめに対する知識や経験が不十分なものと指摘を受けています。

これまでのいじめ案件で何を教訓としてきたのか、同じことを繰り返させないためにも、生徒に向き合える学校の体制づくり、教員のメンタルケアをはじめ、様々な課題に組織全体で取り組む必要があると思いますが、見解を伺います。

**○久保秋雄太委員長** 学校教育監山本純史君。

**○山本学校教育監** いじめ問題への対応についてであります。本道におけるいじめの認知件数や重大事態の発生件数は、昨年度、過去最多となり、道立学校においても深刻な重大事態が発生するなど、各学校においていじめ対策をより強化する必要があると考えております。

道教委といたしましては、これまで、「いじめ見逃しゼロ」の徹底や児童生徒が被害を訴えやすい仕組みづくり、さらには、適切なアセスメントに基づく被害・加害児童生徒への対応などに取り組んでまいりました。

今後は、各学校が、いじめの解消に向けて、担当教員のメンタルケアにも留意をしつつ、迅速かつ組織的に対応することや、外部の専門家などと連携した事案の長期化、深刻化の防止など、いじめ防止取組プランに基づく対応が徹底されるよう、いじめ問題に対して一層の危機感を持ち、本道の子どもたちの命と心を守る取組を進めてまいります。

**○丸山はるみ委員** 次に、冷房設備の設置等についてですが、道立学校の暑さ対策として、道教委は、道立学校の冷房設備の整備について、25校の特別支援学校のほか、幼稚部、小中学部を有する学校を優先し、高等学校については、校舎の老朽化に伴う大規模改造工事等に合わせて整備を行っていることを承知しています。しかし、昨今の夏の暑さから早急な冷房設備の整備が求められていると思ひまして、以下、伺ってまいります。

今年度、大規模改造について、何らかの設計をしている道立高校をお示してください。

それらの道立高校について、空調設備の整備の予定の有無と、それぞれの冷房設備の整った校舎となる時期をお示してください。

**○久保秋雄太委員長** 施設課長角谷浩司君。

**○角谷施設課長** 今年度の大規模改造工事等の設計校についてであります。今年度については、浦河高校、旭川商業高校、帯広柏葉高校、帯広農業高校、岩見沢西高校の5校で空調設備の整備を含めた設計に着手しており、いずれも令和9年度から使用開始予定としております。

○丸山はるみ委員 今年度、設計に着手している5校は、3年後から冷房設備が整うということ  
です。

次に、今年度、大規模改造工事が行われている道立高校への空調設備の整備は、次の大規模改  
造まで待たなければならないとすれば、何年待たされるのか、お示してください。

それまで、現在、普通教室に配備された簡易型空調機器の性能は保たれるとお考えなものでし  
ょうか。また、仮に、その簡易型空調機器が故障した場合はどのような対応を考えているのか、併  
せてお示してください。

○角谷施設課長 空調設備の更新などについてであります。道教委では、北海道ファシリティ  
マネジメント推進方針などに基づき、大規模改造工事は、建築後20年と35年を目途に実施し、そ  
の後、長寿命化改修工事を建築後47年を目途に実施することとしております。

また、今回整備した簡易型空調機器の設計上の標準使用期間は9年から10年とされており、標  
準使用期間が経過した場合や故障した場合には更新などを検討してまいります。

○丸山はるみ委員 今年度、大規模改造工事に着手した道立高校をお答えいただいているので  
すか。

○角谷施設課長 大規模改造工事の着手などについてであります。今年度については、札幌東  
商業高校、函館商業高校、富良野緑峰高校、留萌高校、北見北斗高校、釧路工業高校の6校で大  
規模改造工事に着手しております。

○丸山はるみ委員 今お答えいただいた6校ですけれども、次の大規模改造工事まで空調設備の  
整備工事はされないというふうに聞いているのですね。

設計変更をするべきだったのではないかとこのように思うのですけれども、冷房設備を整備す  
る設計変更をなぜしなかったのかということについてお答えいただいているのですか。

○角谷施設課長 大規模改造工事の着手などについてであります。空調設備整備のために設計  
変更した場合には、大規模改造工事に遅れが生じ、施設の適正な保全に支障が想定されましたこ  
とから、当初の計画どおりに着手したところでございます。

なお、道教委におきましては、本年7月末までに、全道立学校の普通教室などに簡易型空調機  
器を整備しましたほか、熱中症対応マニュアルの改定など、ハード、ソフトの両面から暑さ対策  
を講じているところでございます。

○丸山はるみ委員 ありがとうございます。

そうすると、今年度、大規模改造工事に着手した、先ほどおっしゃっていただいた札幌東商業  
高校等の6校では、今後10年以上は次の大規模改造工事が行われたいということでした。

それで、簡易型空調機器については、標準使用期間は9年から10年というふうにされてお  
りますから、簡易型空調機器が故障などした場合には更新などを検討していくというお答えだ  
ったのですけれども、具体的にはどのような対応が行われるのかということについてお答え  
ください。

○久保秋雄太委員長 健康・体育課長国安隆君。

○国安健康・体育課長 更新に向けた検討についてであります。簡易型空調機器の標準使用期

間が経過した場合や故障が生じた場合などには、機器の状況を踏まえ、必要に応じ、簡易型空調機器の修繕や購入を行うこととしているものです。

**○丸山はるみ委員** 道教委が2023年5月に発出した「学校における熱中症対策について」という通知では、その前年の夏、暑さのために保健室利用をした児童生徒が約8000人、救急搬送されたのは4人とありました。昨年度は、保健室利用が約1万6700人、救急搬送が57人と伺っておりますが、今年度はいかがでしたでしょうか。また、暑さのために下校を早くするなどの対応をしたでしょうか、お答えください。

ソフト対策で長期休業期間の総日数を50日から56日に変更したと言いますが、夏休みでも、特に高校生には補講や受験対策講座を開講している学校があります。そうした道立高校が何校あったのか、把握していらっしゃるでしょうか。そのうち、今年度、講座等の開講を暑さのために変更した道立高校はあるでしょうか。補講を実施している夏休み中も含め、暑さ指数の点検をし、データを公開するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

**○国安健康・体育課長** 暑さ対策などについてであります。本年度において、熱中症及びその疑いで救急搬送された児童生徒は、札幌市を除き22名であります。保健室を利用した児童生徒の人数については、調査の関係上、前年度分を集計することとしており、現時点で本年度の状況は把握しておりません。

また、熱中症対策として、下校時間の繰上げを実施した公立学校は64校あります。

夏季休業期間中における高校での進学講習の実施状況についてはデータはありませんが、各学校に対しては、暑さ指数や熱中症警戒アラートに基づく対応など、夏季休業期間においても、活動時の気象条件や児童生徒一人一人の体調を十分考慮した上で、何よりも児童生徒の健康と安全が第一という意識を持って教育活動を展開するよう通知しております。

**○丸山はるみ委員** 救急搬送までされてしまう児童生徒がいるということが大変心配されるのですけれども、小樽市では、今年の夏に間に合うように、市内の29小中学校に業務用クーラーをつけました。

生徒たちに快適な学習環境を保障するためには、道立高校も、簡易型空調機器ではなく、大規模改造を待たずに少しでも性能のいい業務用クーラーの設置を進めるというように、現行の方針を見直すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

**○久保秋雄太委員長** 総務政策局長伊賀治康君。

**○伊賀総務政策局長** 空調設備の整備についてでございますが、学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であることから、熱中症の防止はもとより、安全、安心で快適な教育環境の整備は重要です。

道教委では、空調設備の整備に当たっては、体温調節が困難であったり自らの意思をうまく伝達できない児童生徒が在籍している特別支援学校への整備を優先的に進めることとしておりまして、高等学校への整備につきましては、大規模改造工事等に合わせて整備をするとともに、引き続き、国の財政支援を強く要望するほか、簡易型空調機器の効果的な利用方法や実効性の高

い健康・安全対策などを各学校に周知するなど、児童生徒の命や健康を守る観点から学校における暑さ対策の充実に取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 熱中症での保健室利用と救急搬送が増えていることは重く受け止めなければならないと思います。

応急処置が肝腎だと言われてはいますが、自覚症状がないということも注意事項だと思っていて、軽症でも、だるさや目まい、頭痛などの後遺症が残ることもあるということでもあります。特に高校3年生などは、受験を控えた大事な時期でもあります。現在の方針である校舎の大規模改造でしか冷房設備が更新されない、いいものが入らないということではなくて、現在の簡易型冷房機器が不具合を起こしたり壊れたりしてもまた同じものをつけるということではなくて、せめて業務用の性能のいいエアコンにする対応を、児童生徒の健康と将来のために、そういった方針へ変更して対応を取るべきじゃないかと思うのですけれども、いかがですか。

○伊賀総務政策局長 今後の対応についてでございますが、道教委では、空調設備の整備に当たりましては、特別支援学校への整備を優先的に進め、高等学校への整備につきましては、大規模改造工事等に合わせて整備することとしており、引き続き、国の財政支援を強く要望するとともに、簡易型空調機器の効果的な利用方法や実効性の高い健康・安全対策を各学校に周知するなど、ハード、ソフトの両面から学校における暑さ対策の充実に取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 同じ答弁しかいただけなくて残念だなと思うとともに、予算の関係で大変なのだと思いますけれども、ぜひ、本当に前向きに、方針変更できるようにお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

校則の見直し実施の把握についてですが、道教委では、2021年12月に各道立学校に対して、校則の見直し等に関する通知を出し、取組を推進してきたと承知しています。

しかし、実際の学校現場では、いまだにツーブロック禁止ですとか、靴下に関してショート丈は駄目というような指導が行われている学校があると。指導を受ける生徒からは疑問の声が上がっておりますが、校則を見直しするまでには至っていないのですね。

道教委が言う、絶えず積極的に見直すという方針と異なると考えますが、見解を伺います。

○森田生徒指導・学校安全課長 校則の見直しについてであります。道教委では、令和3年度以降、道立学校に対し、各種会議等において、校則の内容が生徒の実情等を踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直すこと、校則の見直しや運用について、全教職員の理解を深め、生徒に意見を聴取するなどの必要な取組を進めることなどを指導助言するとともに、定期的に見直しの状況を確認してきており、その結果、全ての道立高校で校則の点検が実施され、96%の学校で見直しが行われました。

学校を取り巻く環境や生徒の状況は絶えず変化するため、校則は、生徒の実情、地域の状況、保護者の考え方、社会の常識などを踏まえたものになっているか、不断に見直す必要があり、今後も引き続き指導していく考えです。

○丸山はるみ委員 2022年9月に、「道立高等学校の校則の見直しに係る調査結果」をまとめています。校則の見直しを行う場合、生徒が話し合う機会を設けたり、保護者からの意見を聴取したりする機会を設ける仕組みができていない学校が13%ある、また、校則の見直しの手続について、生徒や保護者への周知をしていない学校が17%となっていました。

校則について声を上げにくい、校則見直しにどのように取り組めばいいか分からない状況というのがあると思っております、これを解消する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○森田生徒指導・学校安全課長 見直しに向けた取組についてであります、学校が校則を見直すに当たっては、生徒が主体的に話し合う機会を設けたり、保護者の意見を参考にしたりするとともに、学校ホームページ等を通して地域住民にも校則を公表し、学校運営協議会等で意見を伺うなど、定期的に見直すことができる仕組みづくりが重要です。

そのため、道教委では、令和4年に実施した校則の見直しに係る調査の結果を踏まえ、課題が見られる学校に対し、個別に指導するとともに、本年2月には、校則見直しの取組事例集を作成し、校則の見直しに向けて生徒や保護者の意見を収集し、校内委員会を立ち上げて検討した事例や、生徒、保護者、地域と共通理解を深めた事例などを各学校に周知しており、今後も、各高校が事例集を活用し、校則の見直しを絶えず行うよう指導してまいります。

○丸山はるみ委員 今、課題が見られる学校に対して個別に指導という答弁がありましたけれども、具体的に、誰にどのように行っているのか、お示してください。

○森田生徒指導・学校安全課長 学校への指導についてであります、校則の見直しに関して課題が見られる学校に対しては、令和4年度中に個別に指導したところであり、その方法としては、各教育局の指導主事による学校訪問等の際に、管理職や生徒指導担当教員等に対し、指導を行いました。

○丸山はるみ委員 現在、子ども政策調査特別委員会で、北海道子ども基本条例及び北海道子ども計画の素案が示されているところです。目的は、子どもの権利が守られ、幸福な生活を送ることができる北海道の実現とあります。そのためには、何よりも子どもの意見を聞くことが重要とされているからこそ、子どもの意見表明権の保障が、今、注目されております。

校則見直しにおいても例外ではありません。むしろ、積極的に声を上げる生徒ばかりがそろっているわけではありませんから、意見聴取の仕組みの構築が必要であり、それをホームページや生徒手帳などに掲載するなどで常に周知するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○齊藤生徒指導・学校安全担当局長 周知についてであります、校則の見直しに当たり、学校がその方針を明らかにした上で、生徒が相互に主体的に話し合うことを通して、校則に対する理解を深め、自ら守ろうとする態度を身につけるようにするとともに、こうした取組や見直した内容を広く公表し、保護者や地域の方々の理解と協力を得て、よりよい教育活動につなげていくことが重要です。

道教委といたしましては、各学校が、自校の生徒からの意見聴取はもとより、学校ホームペー

ジなどにより校則を公表し、保護者や地域の方々から学校運営協議会などを通して意見を伺うなどして定期的に校則を見直していくことが大切と考えており、効果的な取組事例を周知しながら、各学校の実態に応じた適切な校則の運用が図られるよう指導助言してまいります。

**○丸山はるみ委員** 前述の調査では、地域住民やPTAの意見を参考にするなど、定期的に校則を見直す仕組みのない学校が12%というふうになっていました。

進路を考えるに当たり、地域からの学校への評価とかイメージが損なわれてはいけないという心配は当然だと思いますけれども、そうした心配から校則の見直しがしにくいという声も聞くわけです。しかし、そもそも地域住民やPTAからの意見聴取の機会がなければ、学校の思い込みによって、校則の見直しが進まないという事態もあるのじゃないかなというふうに思うわけです。

校則見直しにおける地域とのコミュニケーションは重要だと考えますけれども、いかがでしょうか。

**○森田生徒指導・学校安全課長** 地域からの意見聴取についてであります。学校を取り巻く環境や生徒の状況は絶えず変化するため、校則は、生徒の実情、地域の状況、保護者の考え方、社会の常識などを踏まえたものになっているか、不断に見直すことが必要であり、学校ホームページ等を通して地域住民にも校則を公表し、学校運営協議会等で意見を伺うことは重要と考えています。

**○丸山はるみ委員** 道教委では、今年2月に校則見直し取組事例集を作成しています。この中で、18校が掲載されまして、小規模校から大規模校まで、普通学科だけでなく専門学科も取り上げており、それぞれの学校で多様な取組が行われていることが分かりました。

意見聴取については、学校の各フロアへ目安箱を設置したり、生徒や保護者へのアンケートなど、工夫が凝らされています。また、見直しの内容も、髪型などにとどまることなく、ジェンダーにとらわれないことが求められる今の時代に合った議論や、厳冬期の防寒対策といった生徒自身の健康に着目した議論も行われたということを紹介しておりまして、大変評価できる内容だなと思っています。

この事例集はどのように活用されたのか、伺います。

**○森田生徒指導・学校安全課長** 事例集の活用についてであります。各学校におきましては、校則見直しの取組事例集を活用し、生徒指導部会等において、自校の校則が社会情勢に合ったものとなっているか確認することや、生徒会担当の教員が、生徒会役員に対し、校則の見直しに向けて話し合う機会を設けるよう促すなど、校則の見直しや見直しの過程に生徒自身が参画することなどについて、効果的に活用されているものと承知しています。

**○丸山はるみ委員** これまでの校則見直しに係る調査、あるいは、今年2月に発出した取組事例集など、同様のものを今後も出す予定はありますか。

**○森田生徒指導・学校安全課長** 調査などについてであります。校則の見直しに係る調査につきましては、これまで1年置きに実施してきており、今後も継続する考えです。

また、校則見直しの取組事例につきましては、調査結果等を踏まえた上で、必要に応じ更新を検討する考えです。

○丸山はるみ委員 見直しを実施した学校の事例を周知していくことで、校則について議論すること自体を推進する効果があると思います。生徒が主体的に校則の議論に関わることを期待しています。

絶えず積極的に見直すということを求められている校則について、道教委として、どのようにその運用が行われるべきと考えているのか、伺います。

○山本学校教育監 校則の運用についてであります。校則は、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として校長が定めているものであります。教育の目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているかについて、社会環境や生徒の実情などを踏まえ、絶えず見直しをしていくことが必要であります。

道教委といたしましては、生徒の個性を尊重し、よりよい学校生活を送るための校則の在り方や、常に見直すことができる具体的な観点、校則を地域に公表して、地域と共に生徒の成長を支える体制づくりなどについて各学校に周知をし、それぞれの実情に即した適切な対応が図られるよう指導助言してまいります。

○丸山はるみ委員 終わります。

ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 丸山委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で委員の通告の質疑並びに質問は終わりました。

これより委員外議員の発言を許します。

山崎真由美君。

○山崎真由美議員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

まずは、全国中学校体育大会についてです。

第2回定例会及び第3回定例会において、私は、全国中学校体育大会について、一部の競技で大会が中止されることへの対応を質問したところですが、教育長からは、各競技団体の検討状況等を積極的に収集する、道中体連や道スポーツ協会等と連携し、各競技団体と、中学校段階の目標となり得る大会の在り方などについて協議をするとの答弁をいただきました。

私が第3回定例会で質問してから2か月以上経過いたしました。その後の進捗状況についてお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 健康・体育課長国安隆君。

○国安健康・体育課長 進捗状況についてであります。本年6月の日本中学校体育連盟の競技大会の見直しを受け、道教委では、道の中体連と共に、7月から8月にかけて、道内の九つの競技団体に対し、検討状況等についての情報収集を行うとともに、9月には、道スポーツ協会や道中体連との協議の場において、各競技団体における代替となる競技大会の方向性などについて情

報交換を行ったところです。

道教委といたしましては、これまでに把握した情報を基に、道中体連や道スポーツ協会等と連携しながら、各競技団体と、中学校段階の目標となり得る大会の在り方などについて、本年中を目途に協議することとしております。

○山崎真由美議員 年内をめどに各競技団体と協議を進めるとのことですが、迅速に意思疎通を図っていくためには、団体のしかるべき立場の方と協議をしていくべきと考えますし、また、道教委としても相応の役職の方が対応すべきと考えます。

協議を行う上での役職はどのように考えているのか、伺います。

○国安健康・体育課長 団体との協議の持ち方についてであります。各スポーツ団体等との協議に際しては、団体に対し、代表者の出席を求めることとしており、道教委では、局長職を基本として対応することとしております。

○山崎真由美議員 全国中学校体育大会の縮小は、少子化や大会運営を担う教員の負担を減らすことが主な理由とされておりますけれども、全国中学校体育大会の予選にも位置づけられている全道大会、こちらも同じ理由で今後縮小される懸念があるのではないかと考えられます。

現在、全道大会は18競技で開催されており、この中には、全国大会が中止されるスキーやスケートなども含まれておりますが、全道大会はこれまでと同様に開催されるのか、お伺いいたします。

○国安健康・体育課長 北海道中学校体育大会の開催についてであります。全国中体連において、令和9年度以降の全国中学校体育大会の在り方の見直しに当たり、開催しない競技大会としてスキーとスケートが含まれており、これらの競技の令和9年度以降における全道大会の在り方については、今後、中体連と協議していく中で、確認や要請を行うこととしております。

○山崎真由美議員 今回、中止対象とならなかった全国大会の競技や全道大会の競技も、今後、縮小、中止されるおそれがあります。

こうした大会は、中学校教育の一環として、中学生に広くスポーツの実践の機会を与えて心身ともに健康な中学生の育成に資することから、道として、持続可能な大会となるよう主体的に関与していくべきと考えますが、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 指導担当局長山城宏一君。

○山城指導担当局長 大会の在り方についてであります。中学校段階における目標となる大会の一つがなくなることは、それぞれの競技に励む生徒にとって、全国大会などの上位大会に進出し、よい成績を収めたい、レベルの高い競技大会で他の選手と切磋琢磨したい、将来の競技生活のステップとしたいなどの生徒の目標に少なからず影響があるものと考えており、道教委といたしましては、道中体連や道スポーツ協会等と連携し、各競技団体の対応などについて本年中を目途に確認することとしております。

○山崎真由美議員 全国大会、全道大会の縮小、中止は、大人の都合でこういった事項が決まってからではなくて、こういったものがどのようにすれば持続可能な開催をやっているのか、こ

れも、道教委としてしっかりと協議しながら、当事者意識を持って進めていっていただきたいと思います。

代替大会の開催に当たって、各競技団体が主体となって検討していくとのことですが、人員面や資金面から、団体のみで対応が困難となる状況も想定されます。特に、中止となる競技には、北海道がメッカであるスキー、スケート、アイスホッケーという本道が誇る冬季スポーツが含まれております。これらのスポーツ競技人口の減少や競技水準、さらには、子どもたちのモチベーションの低下につながることも懸念されます。

そうした観点からも、道教委が積極的に協力をすべきと考えますが、今後の道教委の取組について所見をお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 学校教育監山本純史君。

○山本学校教育監 今後の取組についてであります。本道は、積雪寒冷といった自然環境の優位性を背景に、スキー、スケート、アイスホッケー、カーリングといったウィンタースポーツが盛んで、冬季オリンピック・パラリンピックで活躍する多くの選手を輩出するなど、その競技力は北海道が誇れるものでございまして、この優位性をさらに発展、継続させていくためにも、ウィンタースポーツ人口の裾野の拡大と競技力の向上が重要でございます。

道教委といたしましては、本道の子どもたちがスポーツの楽しさや意義などを実感できるよう、より一層、スポーツに親しむ機会の創出や豊かなスポーツライフを実現することができるよう取り組んでまいります。

○山崎真由美議員 ただいま頂きました答弁は、学校における体育の授業に関する考え方がメインだったかと思えます。

今後、子どもたちが今まで頑張ってきた目標を失うことのないよう、代替開催の協議に向けて、道スポーツ協会等と連携して進めていくと思うのですが、そのためには、スポーツ振興を所管して道スポーツ協会とパイプがある知事部局との連携が欠かせないと考えます。

今後の部活動の地域移行に関する問題もそうですけれども、学校を所管する教育委員会とスポーツ振興を所管する知事部局の間で、予算ですとかこういった問題の責任の押しつけ合いが起きると言われています。何事も縦割りではなくて、横のつながり、各競技団体との協議を行っていく上でも、知事部局の担当者にもこういった協議の場に積極的に入っていただき、連携を図っていくことを求めて指摘とし、次の質問に移ります。

学校における競技大会への協力体制についてお伺いいたします。

各種スポーツ競技において、道内の大会で優秀な成績を収めた生徒は、さらなる活躍の場として全国大会があります。全国大会に出場するには多額の旅費が必要となりますが、経済的な理由で大会出場を断念するようなことがあってはその子の努力が報われません。また、生徒を引率する教員の旅費についても、教員の負担となることがあってはいけないと思います。

そこで、全国大会に参加する生徒に対する道教委や市町村の支援内容及び引率する教員に対する支援の内容についてお伺いいたします。

○**国安健康・体育課長** 全国大会に参加する場合の支援についてであります。道教委では、中学校や高等学校の部活動が中体連や高体連などが主催する全国大会に参加する際、引率教員の旅費を措置しており、また、一部の市町村では、生徒の交通費や宿泊費、大会参加料などを補助するケースがあると承知しております。

○**山崎真由美議員** 今の答弁ですと、教員への旅費の支援はありますけれども、生徒への支援はないとのことですか。

しかし、全国大会に参加する生徒は北海道の代表として参加するものですので、道教委として旅費などを支援することが必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

○**山城指導担当局長** 生徒への支援についてであります。道教委では、部活動における生徒の大会参加に要する経費については公費で措置はしておりませんが、学校によっては、部活動後援会等の団体経費から大会参加に要する経費を補助するケースがあると承知しております。

○**山崎真由美議員** 道教委としての支援が難しいとしても、各市町村の状況を道教委としてきちんと把握できていないようです。ここでは、やっているということは何となく聞いているというだけです。北海道において、子どもたちの教育環境に地域によって差が出ないように、こういった状況の把握を道としても積極的にまずは行っていただきたいと思えます。

次に、各種競技において、地区大会、さらには全道大会が開催される際、主催者である競技団体のみでは対応が難しいものと考えますが、道教委として、資金面や人員面などでどのような協力が行われているのか、お伺いいたします。

○**国安健康・体育課長** 全道大会等への支援についてであります。道教委では、中体連等に対し、全道大会の開催に要する経費を補助してきており、令和5年度においては、北海道中学校体育連盟に47万円、北海道高等学校体育連盟に58万2000円、北海道高等学校定時制通信制体育連盟に10万円の補助金を交付いたしました。

○**山崎真由美議員** 次に、道内で全国大会が開催される場合は、全道大会に比べて規模が大きくなるのが想像されますが、大会運営に当たり、多数の人員の確保や宿泊場所、輸送手段の確保などが必要と考えられます。

道教委として、資金面、人員面などでどのような協力を行っているのか、お伺いいたします。

○**国安健康・体育課長** 全国大会への支援についてであります。道教委では、中体連等が道内で開催する全国大会に対し、開催に要する経費を補助してきており、令和4年度に本道で開催された全国中学校体育大会に対しては2000万円の補助金を交付したところです。

また、令和5年度に本道で開催された全国高校総体北海道大会においては、道負担として5億1625万7000円を支出したところです。

○**山崎真由美議員** 生徒の各競技種目の大会における道としての協力体制などについてお伺いしてまいりましたが、数多くの教員の善意の協力によって成り立っているのが実態なのではないかと感じております。全国中学校体育大会の中止にも共通しますが、こうした教員頼みの体制では継続が危ぶまれます。

道教委では、部活動における教員負担軽減に向けて、部活動の地域移行や部活動指導員の配置を進めていると承知しておりますが、今後、こうした大会開催に当たって、教員の負担軽減を図りながら、生徒の努力が報われる大会となるよう取り組むべきと考えますが、道教委の所見をお伺いいたします。

**○山本学校教育監** 今後の取組についてであります。教員が健康でやりがいを持って働き続けることのできる環境をつくることは、子どもたちの学びの充実だけではなく、魅力のある職場づくりにもつながるものと認識をしております。

道教委では、これまで、中体連や高体連などに対し、大会等の回数や開催時期等の見直し、教員が競技役員や審判員、審査員などとして大会等の運営に従事することへの負担軽減を求めてきたところでございます。

今後においても、大会等の主催者に対し、教員の過度な負担とならない大会等の運営体制を要請いたしますほか、大会などが、日頃の運動部活動の成果の発揮や学校の異なる生徒相互の交流など、大きな教育的効果があることを踏まえまして、教員の負担軽減や大会等の充実に向けて取り組んでまいります。

**○山崎真由美議員** こういった大会を急に中止、縮小というよりも、どうしたら持続可能かというところの視点で、いろんな団体と連携をしながら今後も取組を進めていっていただきたいと思っております。

次に、デートDV防止教育についてお伺いいたします。

夫婦やパートナーなどの親密な間柄で起こる暴力をDVと言います。DVは、夫婦の間だけで起こるものと思われがちですが、実際には、高校生や大学生などの恋人同士の間でも起こっており、交際相手からの暴力がいわゆるデートDVです。

デートDVは、殴る蹴るなどの身体的暴力はもちろんですが、細かく行動をチェックしたり、友人付き合い、家族付き合いを制限する精神的暴力や、性行為の強要や避妊に協力しないなどの性暴力も含まれます。こうしたDVは、重大な人権侵害であり、被害者の心身に長期にわたり悪影響を及ぼします。私は、DVを解決するためには、できるだけ早い時期からこうした啓発を行い、人権意識の向上を図ることが大事であると考えます。以下、こうした観点から伺ってまいります。

まず、児童生徒に対するデートDVの防止に向けた教育について、道の認識をお伺いするとともに、いつからどのような内容で実施をしているのか、お伺いいたします。

**○久保秋雄太委員長** 生徒指導・学校安全担当局長齊藤順二君。

**○齊藤生徒指導・学校安全担当局長** これまでの取組についてであります。交際相手との間に起こる暴力、いわゆるデートDVは、身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など様々な種類があり、学校教育においては、各教科や道徳科、学級活動等において、デートDVの防止に向け、児童生徒が適切な行動を取ることのできる力を身につけることが重要です。

各学校では、令和3年度から、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないため

の教育として、「生命（いのち）の安全教育」に取り組んでおります。

○山崎真由美議員 こうしたデートDVの防止に向けた教育を行う上では、発達段階に応じた指導が必要と考えますが、小学生、中学生、高校生、それぞれの段階における具体的な指導内容についてお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 生徒指導・学校安全課長森田靖史君。

○森田生徒指導・学校安全課長 指導内容についてであります。デートDVの防止に向けた指導として、小学校段階では、主に、自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身につけるようにする、中学校段階では、主に、性暴力に関する正しい知識を持ち、性暴力が起きないようにするための考え方、態度を身につけるようにする、高校段階では、主に、性暴力に関する現状を理解し、正しい知識を持つことができるようにすることや、性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度を身につけるようにするという指導をしています。

○山崎真由美議員 「生命（いのち）の安全教育」として、小学生、中学生、高校生、それぞれの段階に応じた指導を行っているとのことですが、各段階における実施率はどの程度なのか、お伺いいたします。

○森田生徒指導・学校安全課長 指導の状況についてであります。札幌市立を除く公立学校における「生命（いのち）の安全教育」の本年度の実施状況は、小学校、中学校ともに、10月1日時点で約70%が実施済み、高校は、5月1日時点で約40%が実施済みであり、本年度中に全ての学校が実施する予定となっております。

○山崎真由美議員 今、令和6年度は、各段階において年度内の実施の予定も含めて100%の実施率とのことですが、これは、児童生徒全員が指導を受けているということでしょうか、それとも、各学校で1学級以上が実施をしていれば100%ということなのでしょうか、お答えをお願いします。

○森田生徒指導・学校安全課長 実施状況についてであります。各学校では、毎年度、全ての学級で指導を行う場合や、一部の学年や学級で指導を行う場合があります。

○山崎真由美議員 今、学校によって、全ての学級で指導を行う学校もあれば、一部の学年や学級で指導を行う学校もあるというお答えでしたけれども、こういった教育は全ての児童生徒が受けるべきだと考えます。一度、話を聞いただけで、すぐにこれが理解できるか、意識が確立されていくかというのはちょっと疑問ですよね。年に一度はこういった形での授業の中で実施をされて、小学校、中学校、高校と、継続して意識の向上を図っていくことが大切だと思います。自分が当事者にならなくても、周りの友達や大人が、これはデートDVじゃないかと気づくことも大切ですので、こういった教育を完全に児童生徒全員が受けられるような体制づくり、指導をお願いしたいと思います。

次に、取組の効果についてですけれども、各学校で取組を行っているとのことですが、効果の検証というのはされているのでしょうか。取組を行っていても、意識に変化がなければ意

味がありません。

他の自治体では、高校生を対象とした講座を開催後に、効果を把握するためにアンケートの実施を行って、講座を通じてどのような行為がデートDVに当たるのか理解が深まった、被害に遭わないための予防法や被害に遭った際の対処法が分かったなどの意見を把握しているところもあります。

そういった効果を把握することが重要であると考えますが、こうした効果の把握の有無、これまでの取組による効果がもしお分かりになっていればお願いします。

**○森田生徒指導・学校安全課長** 取組の効果についてであります。 「生命（いのち）の安全教育」を行った学校からは、小学生では、自分の大切なところを守るのと同じように他人の大切なところも守ることが大切、SNSの使い方に気をつけたいなどの感想が、中学生では、異性に対する興味や性暴力について、相手と自分が対等な立場であることが分かった、自分が嫌だと思っただけでやめてと言えるようになりたいなどの感想が、高校生では、今まで自分にはあまり関係ないと思っていたが、大きな間違いであることが分かった、身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力もあることが分かったなどの報告があり、取組を通じて、児童生徒の生命を大切に考える考えや自分や相手を尊重する態度の育成につながっているものと考えています。

**○山崎真由美議員** では、児童生徒への教育に当たってですが、実際に指導を行う教員の意識の啓発も欠かせません。

デートDVに関する教員の指導力や意識の向上を図るための研修を行う必要があると考えますが、所見をお伺いいたします。

**○齊藤生徒指導・学校安全担当局長** 教員の研修についてであります。 道教委では、国が実施している「若年層の性暴力被害予防啓発のためのオンライン研修」について各学校に周知し、参加を促しているほか、令和3年度から、毎年度、「生命（いのち）の安全教育」の実践事例集を作成し、各学校において校内研修で活用するよう働きかけており、今後も、こうした取組を継続し、デートDVの防止に向けた指導の充実が図られるよう努めてまいります。

**○山崎真由美議員** 今後の対応についてですが、道民意識調査によりますと、デートDVについて、言葉も内容も知っているという割合は、平成30年度は42.5%であったのに対し、令和5年度は42.3%とおおむね横ばいであり、意識の変化があるとは言えない状況です。

デートDVを未然に防止していくためには、これまでと同じ取組を続けるだけではなく、今回の取組の開始は令和3年度ということでしたけれども、より効果的な啓発の取組を充実させていくことが必要です。

道では、知事部局においても、デートDV防止講座を実施するほか、デートDVに関するリーフレットを作成、配布していますが、こうした取組を学校現場でも活用していくことが必要だと思います。

知事部局との連携も含めて、効果的な啓発について、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 教育長中島俊明君。

○中島教育長 今後の取組についてであります。交際相手との間に起こる暴力、いわゆるデートDVは、被害者の人としての尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多いことから、学校において適切に指導することが重要でございます。

各学校では、子どもの発達の段階に応じ、自分の身を守ることの重要性や、嫌なことをされたら訴えることの必要性、性犯罪の被害に遭わないための対応など、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度などについて学ぶための教育に取り組んでおられ、児童生徒のデートDVを通じた被害の防止等に向けた意識の醸成につながっているものと考えております。

道教委では、引き続き、知事部局と連携し、デートDVに関する資料の啓発に努めますとともに、警察や保健師等と連携した実践などを取りまとめた事例集の内容の充実を図るなどして、デートDVの根絶に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○山崎真由美議員 この事例集の内容等、国のほうからも指導はあるとは思いますが、私も、帯広市役所時代、デートDV防止プログラムのファシリテーターの養成講座を受講しました。その中で、ロールプレイで、まずは、デートDVになってしまう会話のやり取り、それから、対等で尊重のできる関係性を学んだ後に、では、こういった形で受け答えをすればいいのか、その後の改善されたロールプレイとか、すごく参考になる事例が民間団体の講座とかにもたくさんあります。それから、親にも、PTA向けに行ったりもしました。

帯広市では、平成20年から独自にこういった講座を実施し続けてきたわけですが、道教委としては、令和3年から「生命（いのち）の安全教育」が全道的に始まっています。今後も、こういった意識の向上を図るための活動をしっかりと推進していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○久保秋雄太委員長 山崎議員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、教育委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもって、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保秋雄太委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

## 1. 委員長の閉会の挨拶

### 1. 閉 会

○久保秋雄太委員長 本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本分科会は、12月3日に設置以来、付託議案をはじめ、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、小泉副委員長をはじめ、委員各位の御協力によるものであり、厚くお礼申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第2分科会を閉会いたします。（拍手）

午後4時49分閉会